

中小企業経営者のための 海外知的財産マニュアル

その事業の海外展開、知的財産に関する備えはできていますか？

はじめに

当センター（東京都知的財産総合センター）は平成15年4月にオープンして以来、中小企業の皆さんから知的財産に関する多くのご相談をお受けするとともに、皆さんに気軽に読んで頂ける知的財産に関する解説書として「特許マニュアル」、「商標マニュアル」、「意匠マニュアル」、「著作権マニュアル」を発行して参りました。これらのマニュアルは、主に我が国における知的財産制度の仕組みや出願・権利化の手続きについて、それぞれの知的財産別に解説したものです。

近年では新たなビジネスチャンス獲得のために事業の海外展開を計画する企業も多く、当センターに寄せられる海外の知的財産に関する相談も年々増加傾向にあります。「海外知的財産マニュアル」はこうした皆さんの関心に応えるために作成しました。

海外における模倣品被害や侵害事件、技術流出等の問題はよく知られるところですが、それらの知的財産リスクも当該進出国への知的財産権の登録などの確な対応を行っておけば（ある程度）軽減することはできます。予め紛争が起きたときの対処方法について知っておけば、いざとなった時に（それほど）慌てることもないでしょう。海外における知的財産権の登録と管理には多くの費用がかかるので、手続き面で見れば海外進出の目的に応じた出願国の選定や効率的な出願の仕方が重要になります。

本マニュアルの前半には海外進出にあたっての知的財産対応の基本的な留意点をまとめました。また後半には知的財産の種類別に制度や手続き面での特徴ならびに留意点をまとめました。海外進出を図る中小企業の皆さんに本マニュアルをご活用いただければ幸いです。

I. 海外進出の留意点と知的財産 1 ~ 18

1. 海外への進出と展開	1
(1) 進出の目的	
(2) 進出する国、進出形態に合わせた備え	
(3) 国の選び方（なぜその国か）	
2. 海外進出に伴う知的財産リスク	3
(1) 海外における知的財産リスクとは	
(2) リスク回避、リスク管理の考え方（=進出のあり方）	
3. 知的財産の出願と登録	5
(1) 外国出願はなぜ必要か	
(2) どの国へ出願するか	
(3) 外国出願の決定時期	
【パリ条約について】	
4. ライセンス契約	7
(1) ライセンス契約にあたっての留意点	
(2) 各国法律との関係	
(3) 国別ライセンス契約の留意点	
5. 模倣品対策について	11
(1) 模倣品対策はなぜ必要か	
(2) 模倣品が見つかったらどうする	
6. 万が一、警告を受けたら	14
7. 海外における知的財産管理上の留意点	16
(1) 第三者の知的財産権を侵害しないために	
(2) 他社及び市場情報の収集	
(3) 現地の知的財産に関する情報の収集	
(4) 展示会出展に際して注意することは	
(5) 現地進出後に現地で発明が生まれたらどうすればいいの	
(6) 現地に精通した代理人に相談しよう	

II

それぞれの知的財産対応

19 ~ 59

1. 特許	19
(1) 発明の選定、出願国の選定	
(2) 出願の仕方	
(3) PCT 出願手続き	
(4) 欧州への特許出願の仕方	
(5) 欧州統一特許制度	
(6) 外国特許出願におけるその他の注意点	
2. 実用新案	27
(1) 海外における実用新案の出願推移	
(2) 各国の実用新案制度	
(3) 実用新案出願手続について	
3. 商標	33
(1) 商標制度の特徴	
(2) 出願国の選び方、出願の仕方	
(3) マドプロ	
(4) 欧州連合商標 (EUTM、旧 CTM)	
(5) 使用主義	
(6) その他の制度や運用	
4. 意匠	42
(1) 出願国の選び方、出願の仕方	
(2) 意匠ハーグ協定	
(3) 欧州共同体意匠	
(4) 秘密意匠 (公表、公開または公告繰延べ)	
(5) 部分意匠	
(6) 新規性喪失の例外	
(7) その他の制度や運用	
5. 著作権	54
(1) 進出国と著作権登録	
(2) 著作物保護の国際条約	
(3) 主要国の著作権制度の概要	
(4) 模倣品の対応	

海外進出の留意点と知的財産

1 海外への進出と展開

(1) 進出の目的

海外への進出、展開には、製品輸出、技術輸出、現地での製造・販売など具体的にはいろいろな目的が考えられます。

国内市場での既存事業を海外で拡大したり、国内とは異なる新規事業を海外で展開したりすることもあるでしょう。

自社の単独事業として、他社との共同事業として、ということもあるでしょう。

ライセンスの供与のみによる進出も考えられます。

いずれにしても、事業規模、事業計画、事業展開方法、事業成果などそれぞれについて十分に検討のうえ、進出の目的を明確にしておく必要があります。

(2) 進出する国、進出形態に合わせた備え

海外への展開としては、これまたいろいろな形態が考えられます。一例をあげると以下のようになります。

製品の生産	海外への展開	海外での販売
国内	製品輸出	自社販売
国内	製品輸出	代理店販売
海外	自社製造	自社販売
海外	自社製造	代理店販売
海外	自社製造	日本への輸入
海外	製造委託	自社販売
海外	製造委託	委託先販売
海外	製造委託	日本への輸入
海外	技術供与	相手先販売
海外	技術供与	日本への輸入

これらの形態に基づき、国内・海外の商社利用による輸出、販売、自社の現地法人設立による販売、現地生産会社の設立、製造委託、技術供与など具体的体制や契約が必要となってきます。



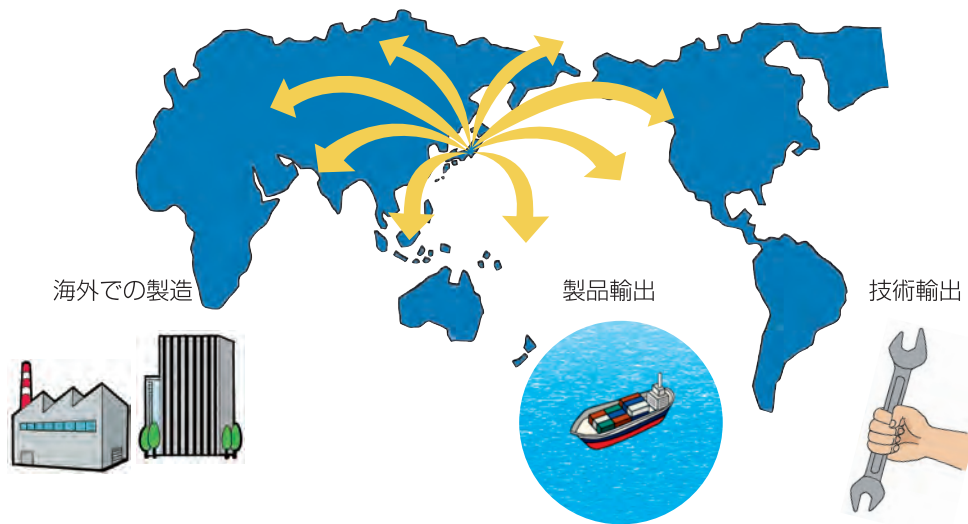
(3) 国の選び方 (なぜその国か)

進出国の選択も重要な問題です。狭い意味での進出国としては、事業を展開する国として自社製品の販売先、技術の実施先となります。

国内の取引先の進出先、すで取引のある海外取引先からの誘い、海外からの売り込み、などによる選択も考えられます。

その他競合企業の存在する国、市場の大きさ・成長性で期待できる国、係争などの発生時に権利行使のしやすい国なども検討する必要があります。

現地の状況をよく調べ、また相手先もよく調べ、国としてのリスクも検討する必要があります。市場規模・動向、教育レベル、人財の確保、なども事前に調査、確認しておく必要があります。



2 海外進出に伴う知的財産リスク

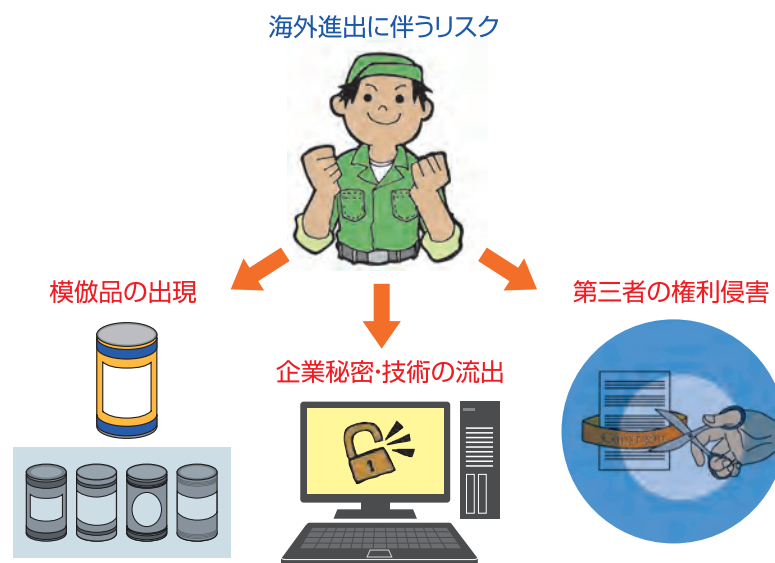
(1) 海外における知的財産リスクとは

海外進出における輸出又は現地製造に係わる製品、製造技術などが、どのような知的財産で保護できるのか、これを見誤ると折角の投資も含めた進出が無になりかねません。

知的財産としてのリスクの例を以下にあげます。

- 知的財産に係る出願・登録がなされず、保護が不十分である
- 出願はしたものの、実体と合わない内容での出願・登録となっている
- 相手国での調査不足により、第三者の知的財産権を侵害する可能性がある
- 第三者による成り済ましにより出願・登録されてしまう
- 侵害品・模倣品が出回る
- 提供技術が流出する
- 企業秘密が漏洩する

これらは、自らの注意喚起、対応により防ぐことができるものと、そうではないものがありますが、事前に十分検討し、リスクを最低限に抑えることが必要といえます。



(2) リスク回避、リスク管理の考え方 (=進出のあり方)

リスクの回避として必要なことは、自ら対応できるものはきちんとその対応を検討し実施すると同時に、その時には実施できないものでもいつでも実施できるようにしておくことが必要となります。

最低限のリスク回避としては、海外での事業展開に必要な知的財産の出願と登録です。何も特許、実用新案、意匠、商標などすべての権利を取得する必要はありません。事業の実態に合わせた権利取得を心がければいいのです。

例えば、展示会に出展して現地の状況を見極めたうえで進出を決めたいということもあるでしょう。かかる場合であっても、一度展示会に展示すれば模倣品が出回るリスクがありますので、そのリスクを回避するためには、最低限展示製品に係る知的財産の出願を済ませておくことが必要となります。

進出にあたって、製造や販売に関する相手先がある場合は、将来にわたり企業同士、組織対組織でお付き合いしていかなければなりませんので、相手方を十分調査しなければなりません。

リスクをきちんと認識し、常日頃から情報収集に気を配り、その結果を事業・経営に反映させていくリスク管理が求められます。

特に、中国やASEAN等に進出する際は、知財の早期権利化の検討をお勧めします。たとえば、模倣品に対しては、知的財産権登録がないと、摘発・訴訟等の手が何も打てません。

また、知的財産権は国毎なので、対象国で第三者に権利を取られると（冒認出願）、自社製品が侵害品となってしまい、製品販売ができなくなる等の問題が生じます。

3 知的財産の出願と登録

(1) 外国出願はなぜ必要か

知的財産権は国毎に独立であり、日本の知的財産権は、著作権を除き、外国には効力が及びません。したがって、製品の輸出や、外国での現地製造を行う場合には、対象国毎に特許等の知的財産権を取得しておかないと、その国で競合メーカーに模倣されても、権利主張できません。外国で特許等の知的財産権を取得すれば、その国に市場を持つ競合メーカーに対して、侵害の差止め、損害賠償の請求、実施料の徴収等ができる可能性がでてきます。

(2) どの国へ出願するか

外国での将来の事業計画に合わせて慎重に出願国を選定します。たとえば、知的財産を使用している自社製品の輸出や現地製造のある国、競合メーカーが製造拠点や市場を有している国の中から選定します。また、知的財産をライセンス（知的財産権の使用を許諾すること）する可能性が高い国を選定します。出願国が多くなると、出願費用、権利維持費用が多額になるので、費用対効果を考慮して決定すべきです。すでに事業進出している国はもちろんのこと、将来的に進出が予定される国に関しては、日頃から知財制度や知財環境に関する情報を収集しておくように心掛けましょう。

(3) 外国出願の決定時期

特許の場合、国内出願の決定と同時に外国出願を決定する場合がありますが、遅くとも国内出願から12か月以内に決定すべきです。日本に特許出願してから12か月以内にパリ条約の優先権を主張して外国出願した場合、外国においても日本に出願したのと同じに優先的な扱いを受けられます。逆に、日本出願から12か月以内に外国出願できないと不利になります。優先権を使わないで外国出願した場合、日本出願後の製品発表や販売の事実で外国出願が拒絶される場合がありますので注意が必要です。なお、優先権主張できる期間は、特許、実用新案が出願から12か月以内、意匠、商標が6か月以内となっています。

パリ条約について

パリ条約は、特許・実用新案・意匠・商標・サービスマーク・商号・原産地表示・原産地名称・不正競争の防止といった工業所有権の国際的保護を図ることを目的として1883年にパリで締結されました。主な特徴として、内国民待遇の原則、優先権制度、各国特許独立の原則があります。パリ条約では、日本で最初に出願して、一定期間（特許・実用新案の場合は12か月以内、意匠・商標の場合は6か月以内）にパリ条約加盟国（170か国以上が加盟）に出願すれば、日本で出願した日に外国で出願したとみなされる優先権が認められています。すなわち、日本での出願日を基準として、各同盟国で新規性、進歩性の判断がされます。内国民待遇の原則とは、相手国民に自国民と同じ待遇を与えることをいい、各国特許独立の原則とは、特許権の成立、効力等が国ごとに独立であって他国の変動に影響を受けないことをいいます。

なお、台湾等一部の国はパリ条約に加盟していないので、直接出願することになります。台湾への出願は、日本との相互条約に基づいてパリ条約における優先権主張と同様に扱われます。

4 ライセンス契約

(1) ライセンス契約にあたっての留意点

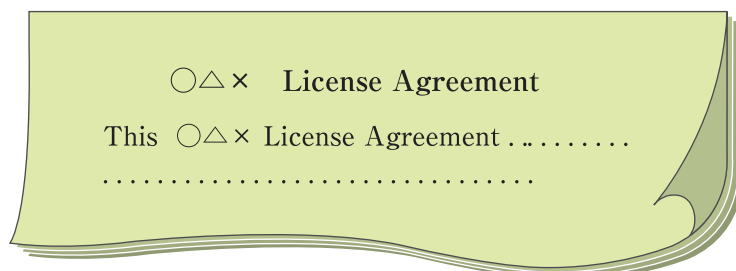
事業の海外展開においては、進出の形態に合わせて特許等の技術ライセンスや商標ライセンスの締結が必要になる場合があります。ライセンス契約は知的財産を活かす手段でもあり目的にもなります。

技術ライセンスの場合、ノウハウの扱いに留意する必要があります。技術供与側（ライセンサー）の立場であれば、意図せぬ技術流出が生じぬよう、出す情報と出さない情報を明確に区別することが重要です。出すノウハウ情報は必要最小限とし、そのうえで出すノウハウ情報に関しては、技術受入側（ライセンシー）に対して秘密管理の徹底を期すようにしなければなりません。具体的な対応例としては、当該ノウハウの保管場所を設定し、管理者やアクセス権の制限を求めることなどが挙げられます。もちろん、いかなる場合にも契約締結が済めば終わりではなく、契約条件が正しく履行されているか、事後の管理が重要であることも認識しておきましょう。同様に商標ライセンスの場合も、登録商標の使用管理をライセンサーが主体的にできるようにすることが肝要です。

(2) 各国法律との関係

ライセンス契約の内容はその国の法律にとって適法であることが求められます。あなたの会社がライセンサーの立場にある場合、権利は最大限に生かしつつ過大な義務（リスク）を負うことは避けたいと考えるのは当然のことなのですが、違法な契約は無効になってしまいます。一般的に新興国においては、ライセンシーである現地企業の保護が優先されていると考えておくべきでしょう。

また、ライセンス契約の登録や許認可が必要な国もあります。以下に主な国におけるライセンス手続き等の留意点を記載しますので参考にしてください。実際のライセンス契約にあたっては、現地事情に精通した弁理士・弁護士のアドバイスを受けることを勧めます。



(3) 国別ライセンス契約の留意点

①中国

【技術ライセンス】

特許やノウハウの技術ライセンス契約を締結した場合、政府機関への許認可・届出が必要です。この手続きがなされていないと、契約が無効になったり、ライセンスで得られたロイヤルティを日本に送金することができなくなる恐れがあります。

- 技術輸出入管理条例、技術輸出入契約登記管理弁法に基づく国务院外経貿主管部門への登録。(制限技術は許可手続きが必要、自由技術は届出が必要。)
- 特許の場合、専利法(§12)、専利法実施細則(§14)に基づく国家知識産権局への登録。

なお、中国への技術ライセンス契約を行う場合には複数の法令が係わります。主なものに以下があります：

- ・技術輸出入管理条例
- ・契約法
- ・最高人民法院による技術契約紛争事件の審理に適用する法律についての若干の問題に関する解釈(以下、司法解釈と略)

i) 特許保証について

契約法 353 条により、あらかじめ契約で定めておかなければ、ライセンサーが責任を負うこととなります。ライセンサーとしてリスクを低減させるためには、ライセンサーの賠償責任範囲を限定する等の契約が必要です。

ii) 技術保証について

技術輸出入管理条例 25 条により、移転する技術は完全で、約定の技術目標を達成しなければなりません。具体的な技術目標値をどのような条件下で得られるかも含めて契約書に明記が必要です。

iii) 改良技術の帰属について

契約法 354 条(互惠の原則(ただし書きに注意))、329 条(技術の違法な独占・技術進歩の妨害の禁止)、司法解釈 10 条(濫用規定)が関係します。改良技術の帰属は、契約書に明記すれば自由に定めることができますが、不合理な条項とならないように注意が必要です。

iv) 制限技術について

司法解釈 10 条に注意が必要です。

以上、技術ライセンスにおいては、契約の内容が重要で、慎重に検討が必要です。

【商標ライセンス】

商標権者は商標使用許諾契約（商標ライセンス契約）を締結することを通じて、他人に登録商標の使用を許諾することができます。商標法（§ 43）、商標法実施条例（§ 69）では、契約後有効期間内に国家知識産権局商標局に商標ライセンス契約の届出を行うことを義務付けています。

届出をしないとロイヤルティの海外送金はできません。また、届出がないと第三者対抗要件を有しないと解釈されています。

さらに、商標権利者自らが中国において当該商標を使用していないという状態は不使用取消の対象になりますが、商標局へのライセンス契約の届出があり被許諾者の使用が認められる場合には、不使用取消に対する抗弁として使えます。

なお、中国商標法（§ 43）では、商標権者であるライセンサーと商標使用者であるライセンシーに対し、商標ライセンス契約に関して以下の点を義務付けていることも知っておきましょう。

- 許諾者は被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。
- 被許諾者はその登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。
- 他人の登録商標を使用することを許諾されているときは、その登録商標の商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。

②アメリカ

特許ライセンスにおいて、発明実施の地域、発明の使用分野を限定することができます。地域と適用分野を考慮した複数パートナーとの契約が可能です。

当事者間で締結したライセンス契約に明示的に規定されたものでない限り、ライセンサーには許諾特許が第三者の保有する特許権を侵害しないとする黙示の保証義務はありません。また、第三者による許諾特許の侵害問題が生じた場合においても、ライセンサーが自ら訴訟を起こしてライセンシーを保護する黙示の義務もありません。

独占的ライセンスの場合、契約によって制約されない限り、ライセンシーは特許権侵害訴訟を起こすことが可能とされます。このような場合、ライセンサーはライセンシーが提起した侵害訴訟に強制的に参加させられることがあります。

③インド

技術ライセンス契約は、当事者の権利義務を規制するすべての条件を書面に記載し、特許庁に登録しなければ有効になりません（特許法 § 69）。特許庁はライセンス契約に含めることが許されない条項、契約期間を審査し、ライセンシーの権利に制限を加える条項は違法であり無効とされます。

商標権のライセンス登録は第三者対抗要件であり、必須ではありません。登録使用者の使用は商標権者の使用とみなされ（商標法 § 48）、登録使用者は自己の名義で第三者の使用に対して侵害訴訟を提起することが出来ます（商標法 § 52）。

特許付与日から3年経過後は、利害関係人は次の i) ~ iii) のいずれかの理由により強制ライセンスの許諾を特許庁に申請することが出来ます（特許法 § 84）： i) 特許発明に関する公衆の適正な需要が充足されていない、ii) 公衆にとって適正な価格で利用可能になっていない、iii) 特許発明がインドで実施されていない。強制ライセンス制度は他の多くの国にも見られますが、インドでは医薬品において実際に適用された例があります。

④韓国

知的財産法や契約に関する民法（債権法）は日本の法律と類似しています。第三者対抗要件を備えるためにはライセンス登録が必要です（特許法 § 118）。なお、特許においても商標においても、専用実施権を締結する場合は特許庁に登録しなければその効力は発生しません（特許法 § 101）。

⑤タイ

ライセンス契約は、特許権と商標権の対象如何によらず、タイ政府に登録することが義務付けられており、登録が契約の発効要件になっています（特許法 § 41、商標法 § 68）。

⑥ベトナム

特許・商標等のライセンス契約の登録はベトナム国家知的財産庁に対して行います。登録により第三者対抗要件が得られます（知的財産権法 § 148）。ノウハウ等の技術移転契約の登録はベトナム科学技術省に対して行います。

⑦台湾

ライセンス契約の基本条項に対する法律の強行規定はなく、当事者の合意に基づいた内容で契約することができるとされています。

5 模倣品対策について

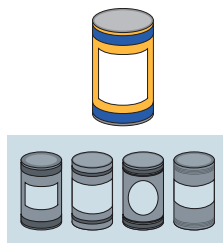
(1) 模倣品対策はなぜ必要か

模倣品は、低品質、低価格のものが一般的にまだまだ多く、対策を要するものと言えます。

模倣品の実態としては、特許権、意匠権、商標権などの侵害、意匠権デザインの一部変更、商標権の商標表示の類似といった権利的側面ばかりでなく、製造工程の分散化、製造技術向上による高品質化などの巧妙化も進み問題が複雑化してきています。また、従来の実販売の流通ルートに加え、オークションサイトや仮想店舗等を通じインターネット上での模倣品の流通の拡大が見受けられます。

模倣被害としては、自社製品の市場が侵され、売上げや利益が減少し、市場シェアも減少し、自社製品と間違えた顧客からのクレームも増加し、製品の信用と信頼が低下し、ブランド価値と信頼も低下するといったことがあげられます。

したがって、企業としての信用を維持し、ブランドの価値と信用を維持し、顧客を守り、製品販売の維持による売上げと利益を確保するために、早期に必要な知財権を取得し、権利を活用してしっかりとした対策をとる必要があります。



(2) 模倣品が見つかったらどうする

模倣品・侵害品を見つけたら、可及的速やかにその対応を検討してください。時間をおけばおくほど被害が拡大し、その後の対応がとりにくくなりかねません。初めに模倣品と思われるものの確認、自社権利の再確認、対応の検討などが必要です。具体的には以下のようなことをすることになります。

模倣品対策のポイント

- ① 模倣品の発見はどこから
 - ・ 自社の事業・営業活動から
 - ・ 代理店の営業活動から
 - ・ 取引先からの情報提供から
 - ・ 展示会・インターネット・新聞・雑誌・学会などの情報から
 - ・ お客様など第三者からの情報提供から

- ② 模倣品、販売者、製造者の確認・検討をしよう（手段の例：専門調査会社の活用による情報収集（特に中国））
 - ・ 模倣品の入手と解析・分析
 - ・ 模倣品の販売者、販売場所、販売価格などの確認
 - ・ 模倣品の製造者、製造場所、製造技術などの確認
 - ・ 販売者と製造者の調査
 - ・ 模倣品の製造数量と販売数量の確認又は推定
 - ・ 販売者又は製造者の所有する知的財産権の確認も必要
- ③ 自社権利の確認をしよう
 - ・ 先行技術や先商標登録などの再調査
 - ・ 再調査結果に基づく有効性の確認
 - ・ 審査経過（特に補正の内容とその理由）の確認
 - ・ 権利の有効性確保の手続き（訂正審判請求による請求項の補正ほか）の検討
- ④ 対応策の検討をしよう
 - ・ 社内チームの結成と社内の解決への意思確認
 - ・ 外部弁護士や弁理士の選任
 - ・ 自社権利と模倣品の抵触性の鑑定
 - ・ 鑑定結果に基づく権利侵害の確認
 - ・ 適用法律と条文の検討
 - ・ 警告すべきか否かの検討
 - ・ 模倣品関係者との交渉方法の検討
 - ・ 広報対策の検討
 - ・ 解決条件の検討
 - ・ 模倣品発見の国のみならずその他の国での対応の検討も必要
- ⑤ 模倣品関係者との交渉はどうする
 - ・ 警告書の送付
 - ・ 話し合い
 - ・ 和解条件の検討
- ⑥ 法的手続きを含む具体的な対応はどうとる
 - ・ 保有権利に基づくインターネット上の販売サイトの模倣品リンクの削除要請
 - ・ 交渉決裂の確認
 - ・ 申し立て内容の確認
 - ・ 行政手続き（税関への権利登録・税関差止を含む）か司法手続きかの検討
 - ・ 行政機関と場所の選択
 - ・ 司法機関の場所の選択

★模倣対策などでの証拠集めで注意するところは…

自社の権利を侵害するような他社の製品が見つかった場合は、法的対応をどのようにするか検討するわけですが、相手方製品の入手に関して注意が必要な場合があります。

一般に資本主義の国々では、証拠品として購入した際の、製品名や商品名の記された領収書とその日付で証拠として取り扱われることが多いのですが、中国のようにそれでは不十分という国もあります。中国では、一般的な製品の場合、公証人による立会いのもと証拠品の購入を行い、それを証明してもらうことが必要になります。その分費用もかさむことにはなります。

ある程度の数量の証拠品の収集に際しては、相手方にわからないようにしなければなりませんので、自社や権利者の名前、真正品取扱者の名前などを使用せず、第三者の名前で購入するなどの注意が必要となります。この一定数量の購入は、相手方からの試供品やサンプル品の提供という抗弁への対抗でもあります。

行政手続きや司法手続きで証拠品の取扱いが異なる場合もありますので、弁護士などと十分打ち合わせて処理を進めてください。

6 万が一、警告を受けたら

権利者側からの警告などは突然送られてくるものです。冷静に落ち着いて対応する必要があります。以下に対応のポイントを挙げました。現地事情に詳しい弁理士や弁護士への早めの相談が望まれます。

警告対応のポイント

(1) 警告内容と権利について

- ① 警告内容の確認
 - ・ 口頭、電話、書面による警告それぞれの意味合いを確認
 - ・ 警告の内容の確認／問い合わせ、製造・販売の中止要求、法的手段の言及など
 - ・ 差出人は誰かの確認／差出人の地位などで警告の重みがわかることがある
 - ・ 外部専門家（弁護士や弁理士）の活用
 - ・ 返事の内容の検討
- ② 相手権利の確認
 - ・ 権利者と権利の存続を登録原簿で確認
 - ・ 権利の内容と審査経過を確認
 - ・ 特許権であれば特許請求の範囲の確認
 - ・ 商標権であれば商標と指定商品又は指定役務の確認
- ③ 自社実施技術の確認
 - ・ 警告内容の権利と自社技術、製品の関係を確認
 - ・ 自社実施が業としての実施かの確認
 - ・ 自社実施について自社権利の有無の確認
 - ・ 自社実施が他社からのライセンス等による実施かの確認
 - ・ 売上額、顧客への影響等の確認
- ④ 警告者の実施の確認
 - ・ 警告者が自社実施しているか
 - ・ ライセンスを許諾しているか
 - ・ 専用実施権者などで許諾を受けているのか

(2) 権利と侵害性について

- ① 権利者権利の有効性の調査
先行技術などの調査
権利者権利の審査経過の調査
- ② 侵害性の確認
自社実施技術、製品と権利との対比検討による侵害性の確認又は鑑定
弁護士又は弁理士による鑑定
- ③ 侵害と判断される場合
権利者との交渉の可能性の検討
実施の中止
設計変更など侵害回避策の検討
金銭的解決の模索／ライセンスの申し出など
権利譲渡などの模索（権利者が実施していない場合など）
権利無効化・無害化の検討：国により、無効審判請求〔国によっては裁判〕
（先行技術調査結果などによる）
先使用権の存在の確認（注：先使用権制度がない国：インド、カナダ等）
- ④ 非侵害と判断される場合
権利者側への明確な返答
非侵害の証拠の確保

(3) 訴訟への対応

- ① 権利者からの訴訟提起への対応
反論のための証拠集め
社内各部門の協力体制の構築
現地弁護士の確保
- ② 権利者側への対抗措置（対象国の制度による）
無効審判請求〔国によっては裁判〕
差止請求権不存在の確認訴訟の提起
損害賠償請求権不存在の確認訴訟の提起
権利の無効の抗弁

★訴訟に至らないようにするためには、事業の節目における先行調査の徹底に勝るものはありません。

7 海外における知的財産管理上の留意点

(1) 第三者の知的財産権を侵害しないために

自社の事業は他人の知的財産権を侵害することなく展開することが必須です。そのためには、海外進出する前に十分な調査を行う必要があります。進出国での個別の調査は時間と費用のかかることではありますが、最初にきちんと押さえておかなければ、後日事業撤退といった悲劇に見舞われることにもなりかねません。たとえば、侵害訴訟において侵害と認定されれば、それまで築き上げてきた会社と製品の信用を失い、市場からの撤退を余儀なくされ、それまでの投資を失い、損害賠償の支払いも生じ得ます。

日本国内で多くの国の知的財産の調査ができるようになってきていますので、最低限の調査は必要となります。たとえば、技術から見ていく調査では、特許の国際分類やキーワードでのデータベース検索を行います。競合企業がわかっているような場合は、企業名からの検索となります。企業名では、合併やM&Aなどで名称変更があることが多く注意を要します。また、現地語での表記が何通りも存在する（たとえばタイ語）こともあります。

もし、権利問題が発生するようなものを見出した場合には、研究開発の中止、製品の製造・販売の中止、研究開発の方向転換、製品仕様・設計の変更などを検討して権利侵害とならないような措置を講じる必要があります。また、権利者側にライセンスを申し入れて許諾を得ることも考えられます。

日頃から他人の知的財産権には注意を払う必要があります。

データベースはいろいろありますが、完璧なデータベースは存在せず、収録情報の範囲や検索可能な情報の範囲等も異なりますので、調査対象に応じてデータベースの選定が必要で、複数のデータベースを併用する場合があります。また、現地代理人を通じて特許庁からデータを取り寄せる必要のある場合もあります。

したがって、最終的には調査に精通した現地代理人等に調査依頼して検討することをお勧めします。

(2) 他社及び市場情報の収集

競合する他社については、業界の中で特定できる場合が多いと思いますので、その特定された相手企業の情報を収集することになります。具体的には、相手企業のホームページ、業界新聞・雑誌、インターネット検索、調査会社レポートなどがあげられます。

市場については、業界新聞・雑誌、インターネット、調査会社レポートなどでの調査ということになります。調査会社のレポートは一般に高額ですが、国立国会図書館などに行くと結構見ることができます。

また、費用の問題はありますが、個別に調査会社に企業や市場の調査依頼をする方法もあります。

さらに、市場や事業の大きさ、競合企業の動向などによっては、現地での調査が必要な場合もあります。具体的には、国内外の特許事務所や調査会社へ依頼することになります。

(3) 現地の知的財産に関する情報の収集

自社の知的財産を十分に活用するためには、現地の知的財産に関する法制度と運用実態、裁判制度と実績などの情報を正確に認識しておく必要があります。

新興国、特にアセアン地域では法改正が頻繁に行われ、国際条約への加盟も進んでいます。最新情報をきちんと入手して、事業展開に支障のないようにしておく必要があります。

具体的には、法律などについては特許庁のホームページから外国知的財産情報として最新とは限りませんが各国の日本語仮訳のものを入手できます。WIPO のホームページの WIPO Lex には、日本語訳はありませんが、より広範な情報が収録されています。また、ジェトロのホームページの知的財産権保護や内外の特許・法律事務所のホームページにもいろいろな情報が掲載されています。各国の特許庁などのホームページでも入手できますが、基本的に現地語や英語での情報となります。

その他知的財産に関する情報としては、特許・法律事務所のホームページを見ると、国内出願関係を含め外国出願にかかわる手続きや費用（代理人手数料利用を含む）、最近の知的財産の話題・トピックス、裁判例などを知ることができます。

(4) 展示会出展に際して注意することは

展示会出展の後に模倣品が出回ることがよくあります。事前にいろいろ対策を講じておく必要があります。

まず、出展の目的を明確にして、事業展開の絵をしっかりと描きましょう。出展物の特定もきちんとしましょう。そして、社名や出展物に係る商品名、商品のデザイン、見たらわかる技術などについて知的財産権の確保をするようにしましょう。そのためには、特許、意匠、商標などから適切な事前の出願が必要になります。

それと同時に、他人の知的財産を侵していないかの調査も重要です。展示会場での Q&A にも注意が必要です。折角商談が舞い込んできたのに、警告などを受けて慌てふためくことのないようにしましょう。

(5) 現地進出後に現地で発明が生まれたらどうすればいいの

企業の多くは、発明を奨励するための発明奨励の仕組みを有していることでしょう。また、多くの国では、従業員による発明制度についての法的な保護を設けているでしょう。しかしながら、発明奨励は、各企業独自の仕組みによるものといえます。

社内規則として、従業員就業規則、発明・考案取扱規定などにより、いわゆる職務発明といわれるものも含めて規定している場合が多いでしょう。各国におけるその法的制度の中で、発明奨励の仕組みを構築し、発明行為のみならず知的財産戦略の一つとして認識し、知的財産を重要な資源・資産として位置付ける必要があります。

職務発明については、権利（特許を受ける権利）の原始的帰属及び使用者への譲渡方法、発明奨励の方法・程度・対価額の算定方法、発明奨励の時期と発明者等へのインセンティブなどいろいろ考慮する必要があります。

米国では雇用契約の中で職務発明も規定されるのが一般的ですが、発明者に原始的権利があり、企業は譲渡を受けなければ出願できません。米国特許法改正法では、企業が出願できるようになりましたが、権利の譲渡を受けていないと発明者が特許権を有するようになります。

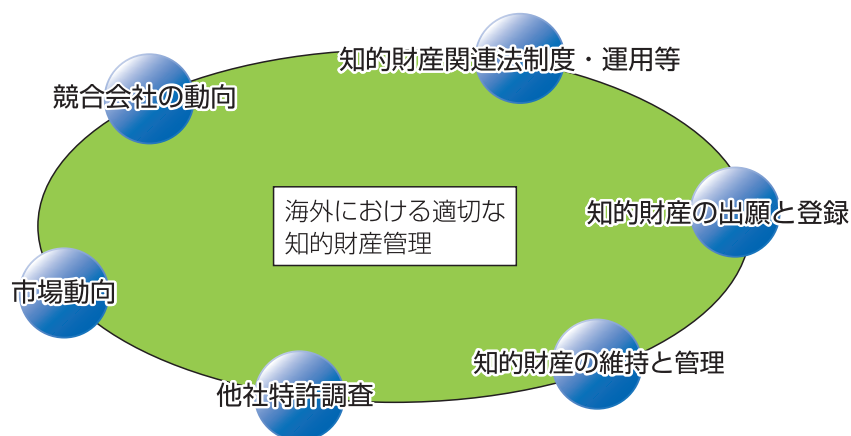
中国における職務発明制度は歴史としては短いのですが、特許法と施行規則に規定され、企業と発明者との契約が優先されるものの対価の額が法的に規定されています。これはすべての中国企業に適用されています。職務発明についての特許を受ける権利は、使用者企業に属することになっています。企業としては、現地で生み出された発明を中国現地法人に帰属させるか外国法人に帰属させるか、検討する必要があります。簡単に外国法人に移転などをできるわけではありませんので、技術移転に関する「技術輸出入管理条例」等には注意が必要となります。

ドイツでは、「従業者発明法」があり、かなり複雑な手続きが取られています。

中国、台湾、イギリス、フランス、スイスなどでは、職務発明についての特許を受ける権利は使用者側に帰属します。一方、米国、カナダ、ドイツ、韓国などでは、発明者に原始的には帰属されます。

（6）現地に精通した代理人に相談しよう

法制度と運用は国により特異性が見受けられる場合が多いので、各国の弁護士などの専門家の意見などを確認しながら紛争処理等に当たることが好ましいといえます。



それぞれの知的財産対応

1 特許

(1) 発明の選定、出願国の選定

①どのような発明を外国特許出願するか？

原則として、特許性があり、他社の実施可能性が高く、他社の実施規模が大きいものを外国出願すべきです。なお、特許性の判断は国によって異なるため、日本では権利化困難と思われる発明でも外国では権利化可能な場合があるので注意が必要です。逆も同様です。

また、発明を適用した製品を自社で現地製造する場合、現地ของบริษัทへ技術供与する場合など特殊事情がある場合はその発明を外国特許出願すべきです。

②どこの国へ特許出願するか？

発明技術の国際性を考慮します。もっぱら日本国内だけで使われる技術は日本のみで権利化すれば十分であり外国出願するメリットはありません。発明の重要度の高いものほど、幅広く出願国を選定します。

具体的には、その発明を使用している自社製品の輸出や現地製造のある国、競合メーカーが製造拠点や市場を有している国の中から選定します。また、発明技術をライセンスする可能性が高い国も選定します。

(2) 出願の仕方

特許の外国出願には大きく分けて以下の2つの出願方法があります。

①直接出願

外国の特許庁に個別に出願する方法です。優先権主張によりパリ条約加盟国へ日本の基礎出願日から1年以内に出願する場合と、優先権主張せず各国へ出願する場合があります。

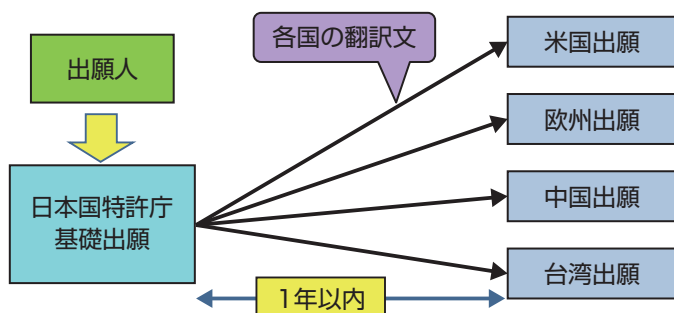
②特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）を利用した出願

優先権主張の有無にかかわらず全ての特許協力条約加盟国を指定国とし、受理官庁として日本特許庁へ出願する方法です。日本語で出願可能です。PCTの目的は特許出願の手続き面における協力です。パリ条約をベースに外国出願の便宜を図ったものです。

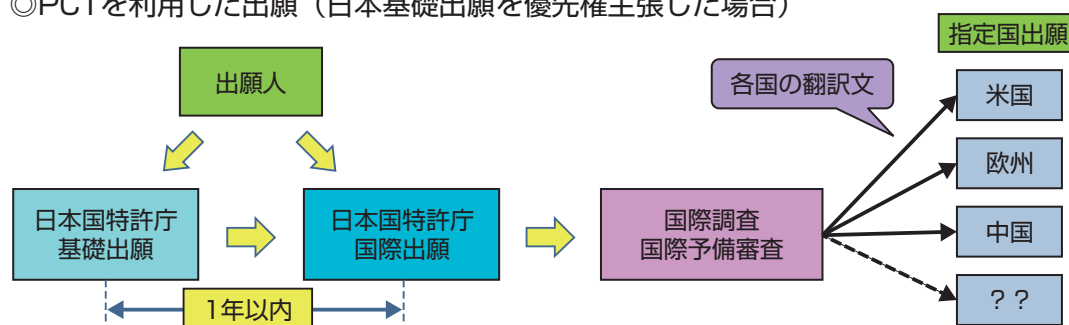
* 台湾はPCTに加盟していないので指定国とすることができず、直接出願する必要があります。



◎直接出願（日本基礎出願を優先権主張した場合）



◎PCTを利用した出願（日本基礎出願を優先権主張した場合）



（3）PCT 出願手続き

PCT 出願の手続きについてもう少し詳しく説明します。PCT による国際出願は、所定の言語で作成した出願書類を所定の管轄受理官庁に提出します。受理官庁として日本国特許庁に出願手続を行う場合は、日本語または英語で出願できます。一つの国際出願を一つの受理官庁に提出すれば、すべての PCT 加盟国を指定したものとみなされます。国際出願は各国の国内出願の束となります。先行技術に関する国際調査が行われ、その結果は国際調査報告書と国際調査機関の見解書に記載されます。出願人の任意による請求があれば、国際予備審査が行われます。所定の管轄国際予備審査機関が国際予備審査を行い、国際予備審査報告を作成します。各国の国内段階への移行は、原則最初の出願日（優先日）から 30 か月以内に翻訳文を提出することにより行われます。猶予期間内に発明の事業化可能性等を再評価し、権利化が必要な国のみを選定します。PCT は、国際特許という世界統一の権利を与えるものではありません。最終的な権利化の判断は移行先の各国特許庁によって行われます。

①国際出願時の手数料

国際出願時の手数料には、受理官庁の受付・方式チェック等の業務のための送付手数料、国際調査機関の調査業務のための調査手数料、国際事務局の国際公開や各指定国への通知業務等のための国際出願手数料があります。

②国際調査報告

すべての国際出願は、国際調査という先行技術調査が行われ、その調査結果は、関連する文献が列挙された国際調査報告に記載され、出願人に送付されます。この国際調査報告は、PCT出願の内容と共に国際公開され、国際公開後には、各加盟国に送付され、各加盟国で審査に活用されます。また、特許性（新規性・進歩性及び産業上の利用可能性）に関する見解が、国際調査機関の見解書として記載され、国際調査報告に添付されて出願人に送付されます。

日本人の場合、日本語出願については日本特許庁（JPO）が管轄の国際調査機関になっています。英語出願については日本特許庁又はヨーロッパ特許庁、シンガポール知的財産庁のいずれかを選択できます。出願人は国際調査報告や国際調査機関の見解書を見て出願発明の特許取得可能性を判断できます。特許性を否定するような見解がある場合には、請求の範囲を補正できます。

③国際公開

PCT 出願の書類は受理官庁から、国際調査報告と国際調査機関の見解書は国際調査機関から、国際事務局（WIPO：スイス、ジュネーブ）に送付され、原則優先日から18 か月経過後に国際事務局によって公開されます。

④国際予備審査

出願人から請求があった場合、国際調査機関の見解書に対する出願人の意見や補正があった場合にはそれらも含めて、請求の範囲に記載された発明が新規性・進歩性及び産業上の利用可能性を有するかどうかについて予備的な判断が行われ、国際予備審査報告書に記載されます。国際予備審査を請求するかどうかは、出願人が任意に選択でき、請求する場合は、国際調査報告の送付日から3か月か、優先日から22か月のうち、いずれか遅い日までに行う必要があります。国際予備審査報告は、出願人と、送付を希望する加盟国特許庁に報告されます。特許性を否定するような見解がある場合には、出願人は、明細書を補正することができます。

（注）国際調査報告で特許性に関して否定的な見解が出された場合、請求の範囲の補正を行うか否か、さらに国際予備審査請求を行って請求の範囲とともに明細書の補正を行うか否か、については慎重に判断すべきです。進歩性など特許性の判断は国ごとに異なることがあります。国際段階の補正には特許の成立性を高める効果がありますが、より強い（広い）権利を取ろうとする場合には国際段階での早計な補正は避けたほうがよいでしょう。国内段階移行後のオフィスアクションを見てからの補正でも間に合います。

⑤国内段階への移行

加盟国に対する国内手続き開始の期限は、優先日から原則 30 か月まで猶予されます。パリ条約の優先権主張のみをして外国出願した場合（12 か月以内）と比較すると、18 か月の猶予が更に得られることとなります。猶予期間内に発明の事業化可能性等を再評価し、権利化が必要な国を再評価できます。権利取得が必要と判断した国には、国内手数料の支払いを含め、当該国言語による出願書類の翻訳文の提出等の必要な手続きを行います。国内段階以降後の手続きは、各加盟国での国内法が適用され、特許性がそれぞれの国で判断されます。

⑥出願のメリット、デメリット

PCT 出願は以下のメリットがあります。

- PCT 加盟国全てに有効な国際出願日を確保できます。
- 自国の言語・統一の様式で自国特許庁に出願できます。
- 国際段階の手続きのほとんどを自国の言語で自国の特許庁で行えます。
- 原則優先日から30か月という時間的余裕の中で各国の国内段階に移行するか否かを判断できます。
- コスト負担を先送りできます。
- 先行技術調査の結果（国際調査報告書）が取得できます。
- 新規性、進歩性、産業上の利用可能性があるかどうかの見解（国際調査機関の見解書）が取得できます。
- 国際調査報告・国際調査機関の見解書等を検討することによって、狙いの権利化が困難と判断される場合は、国内移行せずに、出費を抑えることができます。

一方、PCT 出願は以下のデメリットがあります。

- 権利化したい国が少ない場合、PCT 出願の方が直接出願より経費が多くかかる場合があります。
- 国際段階を経るため、その分、権利化が遅くなる可能性があります。
- 条約、規則、実施細則等多くの PCT 独自の手続きに従うとともに、権利を取得したい国内手続きにも従わなければなりません。

(4) 欧州への特許出願の仕方

欧州各国への出願と欧州特許条約（EPC：European Patent Convention）に基づく出願が選択できます。

①国ごとの出願

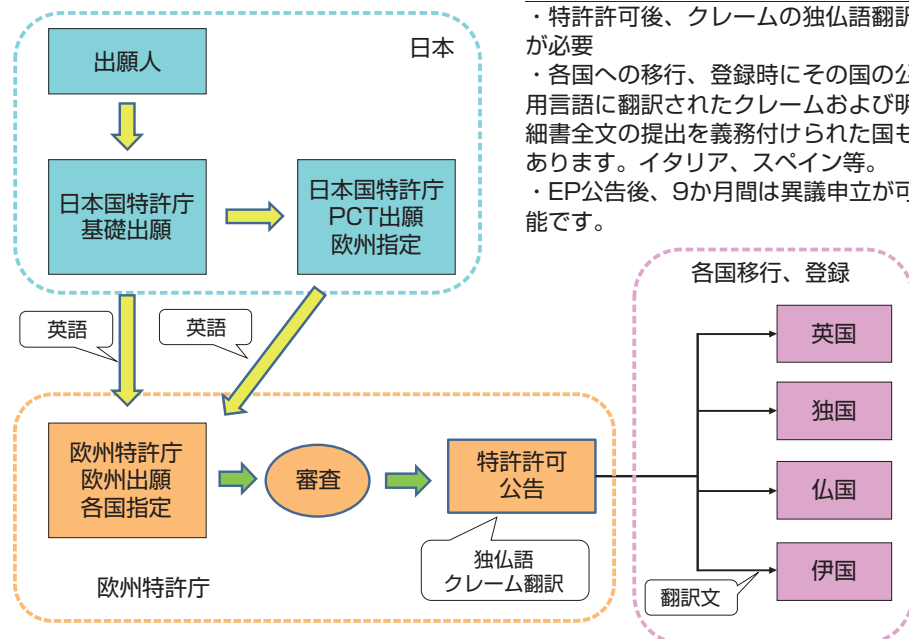
優先日より12か月以内に各国語に翻訳して出願します。審査主義国と無審査主義国があり、また国ごとに審査期間、審査請求期間が異なります。異議申立制度等も国により異なります。早い権利化を求める場合は適しています。

②欧州特許条約（EPC）ルートによる出願

EPCは、発明の保護に関する欧州諸国間の協力を強化することを目的に、特許を付与する手続を一本化したものです。優先日より12か月以内にいずれかの公用語（英語、独語、仏語）により欧州特許庁（EPO）に出願します。EPOは、出願受理、調査、審査、特許付与までを行います。EPOで特許付与されたら、出願人は登録が必要な国毎に移行手続を行うことにより、各移行国で特許権利を取得します。審査請求は、サーチレポート公開日から6か月以内です。EPOでの特許付与後に異議申立制度があります。国により特許付与後の各国移行時に各国語への翻訳文の提出義務があります。

以下にEPC出願手続から特許化までのフローを示します。

◎基本的な欧州特許出願手続



(5) 欧州統一特許制度

欧州統一特許制度は長年にわたって議論されてきたが、英国のEU離脱やドイツの批准問題により、制度の施行については現時点（2021年1月）では不透明な状況です。なお、この制度の最大の特徴は以下の2点となっています。

- ▶ 単一かつ共通の出願手続・審査手続により、発効した国全てにおいて効力を有する欧州統一特許の取得が可能となる。
- ▶ 統一特許裁判所の専属管轄の下で、発効した国全てでの特許権侵害の有無及び有効・無効の判断が単一の裁判手続によって一度に判断される。

(6) 外国特許出願におけるその他の注意点

① 審査請求制度の採用国

審査請求制度を採用する国は多くあります。審査請求期間は国により異なり、たとえば、日本は出願日から3年、中国は優先日から3年、韓国は出願日から3年、ドイツは出願日から7年等となっています。一方、米国は審査請求制度を採用せず、全ての出願が審査されます。

② 新規性喪失の例外、グレースピリオド

新規性喪失の例外規定（発明の公表後に特許出願しても新規性が喪失しない）はない国があります。新規性喪失の例外規定がある国でも適用される条件は国により異なります。例えば、中国は中国政府主催または事前に認められた国際展示会や学術・技術会議等と極めて限られた公表内容しか適用対象となりません。欧州も適用範囲はきわめて狭いです。外国出願は新規性喪失の例外に頼ることなく、発明の公表前に行うことをお勧めします。なお、米国は1年間のグレースピリオド（発明の公表から特許出願するまでの猶予期間）を認めています。

③ 先使用权制度

その国における他社の特許出願日時点でその国における事業の実施または準備等の立証があれば無償の通常実施権が認められる先使用权制度または類似の制度は、ほとんどの国にあります。しかし、先使用权が認められる要件（実施または実施の準備が要件となっているか等）、先使用权が認められる範囲（実施規模の拡大、実施工為の変更、が認められるか等）は国により異なりますので、注意が必要です。また、先使用权制度のない国には、インド、カナダ等があります。

④明細書の開示要件（米国）

外国出願を予定している発明は、国内出願明細書を書く段階から、諸外国への出願を意識して明細書を作成すべきです。特に米国は明細書の開示要件が厳しいので注意が必要です。例えば、知り得る最も近い先行技術を開示、当業者が実施できる程度に詳しく実施例を開示、最良の実施例を開示するのが良いでしょう。

⑤誤訳対策

特に日本から中国、さらに近年は ASEAN（タイ、ベトナム、インドネシア）への出願において、誤訳の問題が注目されています。誤訳により権利活用できない事例が発生していますので、トラブルが生じたときに備えて使える権利を確保するためにも誤訳対策は重要です。誤訳には、日本語原文の質と翻訳技術の双方が関係しています。まず日本語原文はわかり易く誤解が生じないように書かれていることが大前提です。その上で、日本語（または翻訳した英語）と現地語の両言語に精通し、技術を理解できる翻訳者に依頼することが重要です。重要な出願については、たとえば、現地語クレームを逆翻訳して目的の権利範囲となっているかどうかをチェックすることも考えられます。

⑥ソフトウェア特許の権利化可能性

コンピューター・ソフトウェア関連発明については、その権利化可能性、特に発明の成立性（保護適格性）等の審査基準が国毎に異なり、特にクレームの作り方に注意が必要です。米国、欧州、中国におけるソフトウェア特許の権利化可能性は、日本より厳しいと考えられます。

⑦早期権利化手段：特許審査ハイウェイ（PPH）等

特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）は、各特許庁間の取り決めに基づき、第1庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みです。特許審査ハイウェイは、出願人の海外での早期権利化を容易とすると共に、各特許庁にとっては第1庁（先行庁）の先行技術調査と審査結果の利用性を向上し、審査の負担を軽減し質の向上を図ることを目的としています。

PPHを利用すると実際通常より早く審査が開始されておおむね登録率も高く、早期権利化の効果が認められているようです。特に、ASEAN等新興国で審査の遅い国では効果が大きいです。なお、一部の国では、PPHの庁手続費用が有料であったり（インドネシア、インド）、PPH申請受付件数に上限が設けられていたり（ベトナム、インド）、対象技術分野が限られて

いたり、また年によって条件・手続が変更になったりしていますので、利用にあたっては最新の情報を確認する必要があります。

ASEAN域内では、ASEAN加盟国間の特許審査協力に関するプログラムASPEC (ASEAN Patent Examination Co-operation) もあります。ASEAN域内のいずれかの国の知財庁（第1庁）で特許可能と判断された発明を有する出願に対応する第2庁の出願について、第2庁にASPECの請求をすると審査が促進されます。ASPECの運用言語は英語です。審査結果を英語で発行する加盟国は、ブルネイ、カンボジア、マレーシア、フィリピン、シンガポールの5カ国です。ASPECの利用実績はシンガポールを第1庁とするケースが一番多く認められます。

また、ASEANの中でもカンボジアとラオスについては、日本国特許庁との合意に基づく特許の付与円滑化に関する協力（CPG：Cooperation for facilitating Patent Grant）の利用が早期権利化に有効です。これは、日本で特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、実質的に無審査でそれぞれの知財庁でも特許が付与されるものです。

他にも早期審査等に関する制度を有する国があります。制度は変更されることがありますので、利用の際は最新の情報を確認してください。

2 実用新案

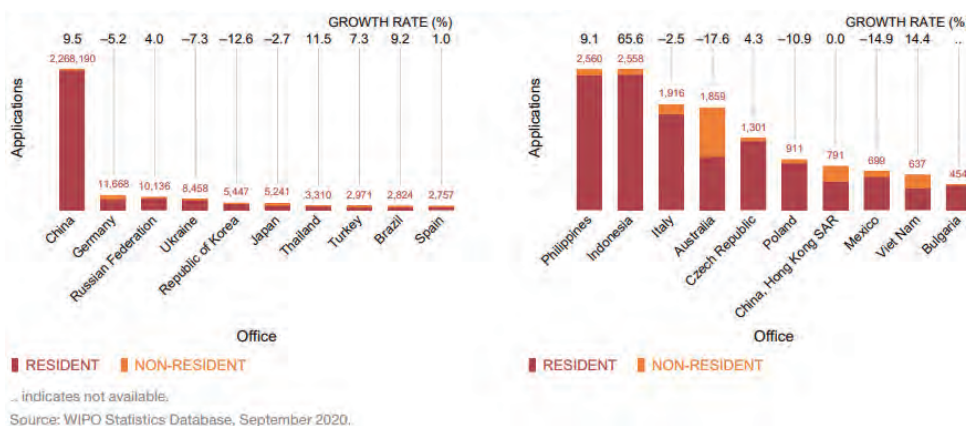
特許は、自然法則を利用した創作（発明）のうち比較的高度なものに与えられるものですが、それほど高度でなくても産業上利用できて役に立つものが私たちの身の回りには多くあるはずで、このような創作は実用新案あるいは小発明などと呼ばれ、特許と同様に多くの国で保護されています。ここでは、諸外国における実用新案の出願状況や制度を説明し、役に立つ実用新案出願の利用方法について紹介します。

(1) 海外における実用新案の出願推移

日本における近年の実用新案登録出願件数は減少傾向（2019年は5,241件）ですが、海外の実用新案の出願件数（WIPOによる80の国・地域の合計）は近年急増しています（図参照）。この急増の原因は中国にあります。知財強化の国策を背景に、特許ほど高度な進歩性を必要とせず、比較的簡単に安い費用で登録可能なこと等が実用新案の出願が伸びた原因と考えられています。これらの実用新案は、近年、中国に進出する外国企業にとっても大きな脅威になりつつあります。



(図) 世界の実用新案出願動向 (WIPOのWorld IP Indicators 2020 より)



(図) 世界トップ20特許庁の実用新案出願件数 (WIPOのWorld IP Indicators 2020 より)

(2) 各国の実用新案制度

①中国

保護対象は、物品の形状、構造、またはその組み合わせで実用に適した新しい技術とされ、保護期間は出願後 10 年間です。下表に示すように、方式審査のみで実体審査なしに登録される等、日本の実用新案制度と共通する点がありますが、実際の運用においては大きな違いもあるので注意が必要です。

(表) 日中の実用新案制度の比較

	中国	日本（参考）
保護対象	物品の形状、構造またはその組み合わせ	物品の形状、構造またはその組み合わせ
登録要件	新規性、進歩性、実用性	新規性、進歩性、産業上の利用性
保護期間	出願から 10 年	出願から 10 年
登録前の実体審査	なし	なし
特許と実案の併願	可	不可
特許と実案の出願変更	不可	可
権利行使前の技術評価書の提出義務	なし	あり

登録要件は、①新規性、②進歩性、③実用性であるとされ、進歩性は前述の通り特許ほどの高度性を求められません。進歩性を判断する引用文献の数は、一般に 2 件までとされています。このため、一度登録された実用新案を無効にするのは日本におけるより難しいということに留意する必要があります。さらに、実用新案権に基づいて権利行使を行う際に、日本では予め技術評価書を取得（実質的な実体審査）して有効性を確認する義務がありますが、中国ではその義務はありません。また、権利行使を試みた後に当該実用新案が無効であることが明らかになった場合でも、権利の濫用によって被った損害賠償を求めることができないことになっています。これらにも起因して、実用新案権に基づく権利行使は少なくなく、訴訟件数も 2014 年以降 1000 件を超えて増加傾向です。

このように実用新案は中国に進出する企業にとって一つの脅威にはなっていますが、その制度をよく知った上で活用すれば、進出する外国企業にとっても効果的な武器になり得ます。その技術内容（進歩性の高低、製品寿命の長短等）により特許出願と実用新案出願の使い分けも効果的です。

さらに日本では認められていませんが、中国では特許と実用新案の併願が可能です。実用新案権の早期登録（通常 1 年以内）で他社を牽制し、特許登録時には特許を選択してより長期の

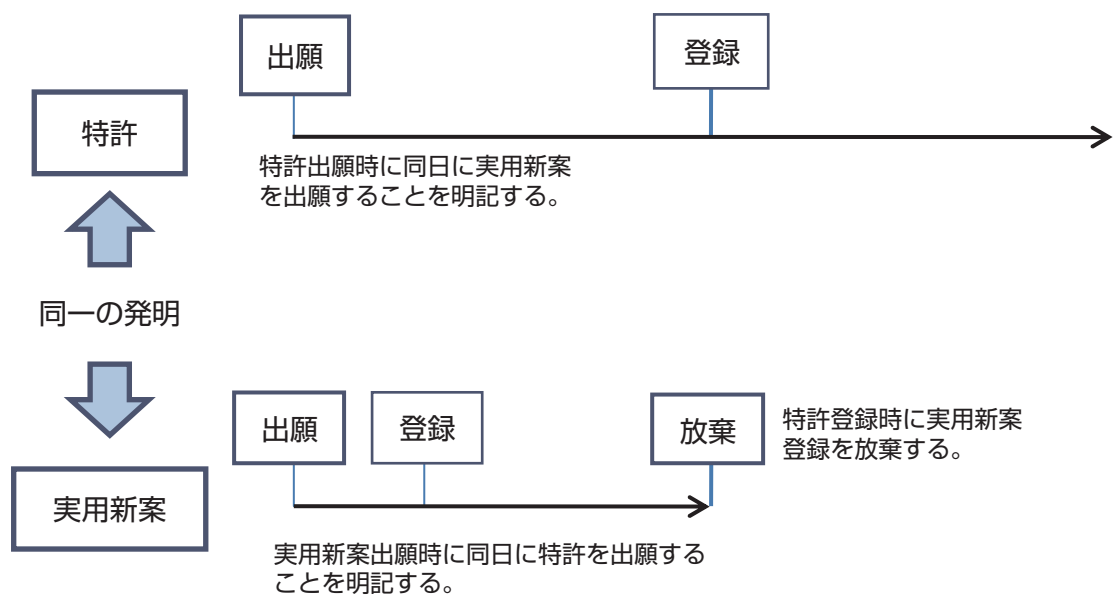
権利を確保することが可能になります。併願の要件を下記に列挙します。図示した併願手続きのフローも参考にしてください。

注：中国の方式審査では、請求項・明細書の記載要件や（明確な）新規性有無が審査されるなど日本より厳しい方式審査がなされ、補正指令が出ることが少なくないとも言われています。このため、併願時はもとより、実用新案の単独出願においても先行文献調査を行って瑕疵のない出願をするように努めましょう

◎特実併願の要件と留意点

- 同一の技術範囲
- 同日の同一出願人
- 出願時に併願を明細書に記載
- 併願の出願日は優先権があっても実際の中国出願日
※ PCT 経由では特実併願はできません
- 特許登録時に特許か実用新案か選択
- 特許登録時に実用新案が消滅していたら特許登録を得られない

◎特実併願のフロー（特許登録後、特許を選択するケース）



②ドイツ

日本や中国に比べると保護対象が広くなり、方法の発明と生物関連発明以外は保護対象になっています。実体審査はなく、方式審査によって設定登録され、独占権が発生します。保護期間は出願から最長 10 年間です。登録された実用新案権の有効性は、侵害訴訟または特許庁での無効審判によって争われることとなります。

中国と同様、特許との同時出願が認められていますが、先に起こした特許出願に基づいて実用新案を「分岐出願」することも出来ます。他の主な実用新案制度保有国と異なり、ドイツでは特許と実用新案の二重登録が可能です。この分岐出願は、特許出願の公開後に模倣品が出現したようなケースで早期に権利を行使したい場合に特に有効です。また、特許出願に係る査定があった月末から 2 月以内であれば分岐手段が可能なため、特許出願が拒絶査定を受けた際に実用新案を確保するという利用も考えられます。分岐出願による実用新案権の保護期間は最初の特許出願の日から 10 年間です。もちろん、権利行使の段階で無効化される可能性はありますが、実用新案の使い方の一つとして憶えておいて損はありません。

③韓国

保護対象は、物品の形状、構造、またはその組み合わせに関する技術的思想の創作です。方法は対象外とされています。上記の日・中・独と大きく異なるのは、特許と同様に審査制度を採用していることです。2020 年 12 月現在、審査請求期間は出願日から 3 年（韓国において特許の審査請求期間は出願後 3 年）、審査を受けて登録決定後 3 年間の登録料を支払えば設定登録になります。権利期間は出願日から 10 年です。

実用新案は特許に比べて創作の高度性を要しないとされ、進歩性判断は「極めて容易に考案できたか否か」で判断されます。このため、進歩性に一抹の不安がある発明に関しては特許だけでなく実用新案出願も検討する価値がありますが、権利化のし易さと裏腹に、判例では権利範囲を特許の場合より狭く解釈する傾向も見られるようであり、その活用にあたっては注意も必要です。なお、特許出願が拒絶査定になった場合、拒絶査定不服審判請求期限内であれば、実用新案出願に変更することが可能です。

なお、韓国の実用新案法については、2020 年秋に大幅な改正法案の立法予告（パブリックコメント）が行われました。登録要件の緩和、存続期間の短縮、審査請求期間の短縮等が盛り込まれていますので、動向を注視する必要があります。

④実用新案制度を有するその他の主な国

上記の国を含めて実用新案（小発明などと呼ばれるものを含む）制度を有する主な国を以下に挙げました。グループ 1 の各国は登録前の実体審査がない国、グループ 2 の各国は実体審査のある国です。

グループ1：日本、中国、ドイツ、台湾、フィリピン、タイ等
 グループ2：韓国、インドネシア、マレーシア、ベトナム、UAE 等
 ＊米国、インドには実用新案制度はありません。

主なアジア諸国の実用新案制度対比については下表を参照ください。

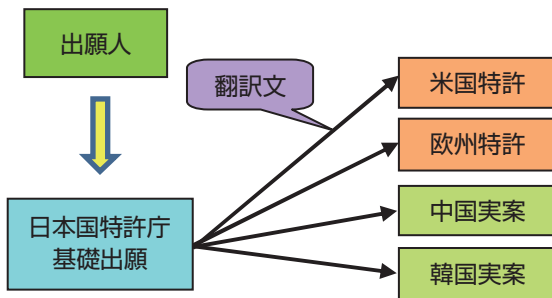
(表) 主なアジア諸国の実用新案制度比較

	台湾	韓国	ベトナム	インドネシア	タイ	マレーシア
保護対象	物品の形状、構造またはその組み合わせ	物品の形状、構造またはその組み合わせ	特許と同じ	物品の形状、構造またはその組み合わせ	特許と同じ	特許と同じ
登録要件	新規性、進歩性、産業上の利用性	新規性、進歩性、産業上の利用性	新規性、工業上の利用性	新規性、産業上の利用性	新規性、産業上の利用性	新規性、産業上の利用性
保護期間	出願から 10 年	出願から 10 年	出願から 10 年	出願から 10 年	出願から 6 年 2 年延長× 2 回 まで	出願から 10 年 5 年延長× 2 回 まで
実体審査	なし	あり	あり	あり	なし	あり

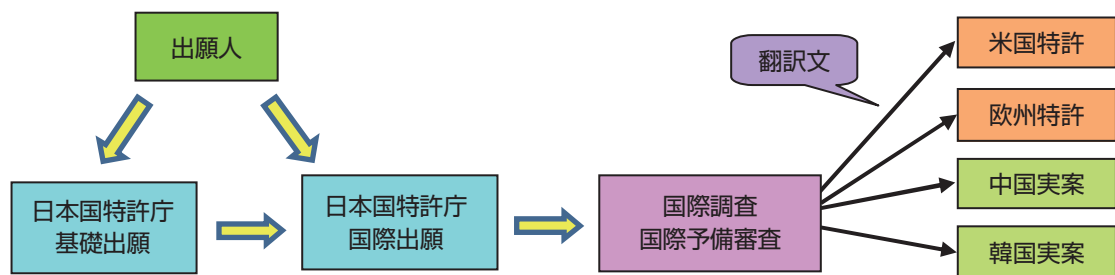
(3) 実用新案出願手続について

特許と同様に直接出願（パリ条約利用）と PCT 出願を選択することが可能です。以下にそれぞれのルートで中国と韓国に実用新案を出願する例を示しました。これらの例では、同一発明に基づいて米国と欧州に出願することを表しています。

◎直接出願の例（日本基礎出願を優先権主張した場合）

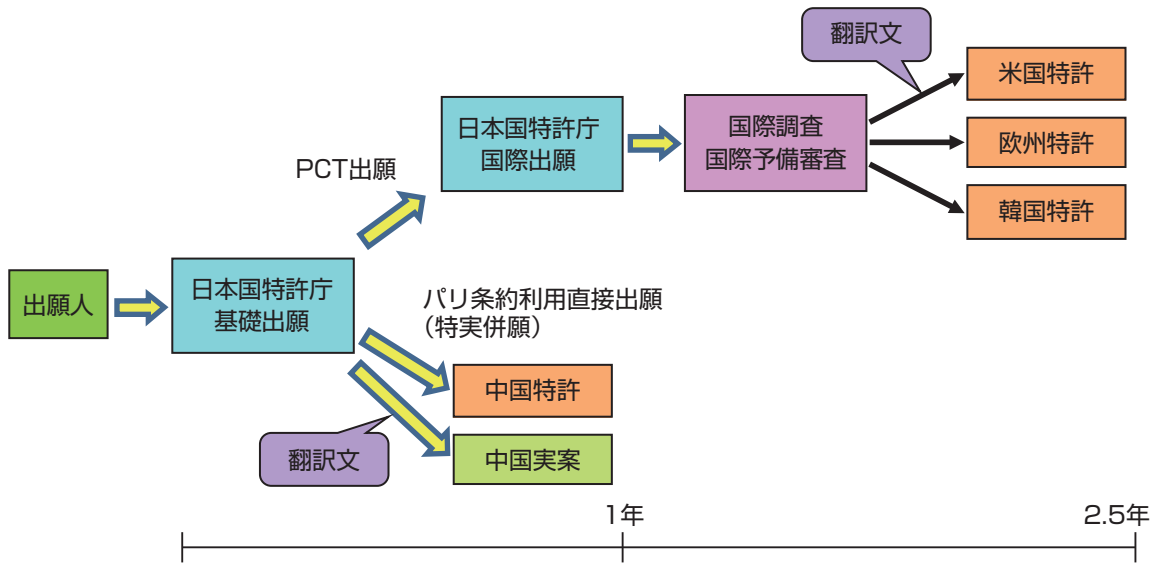


◎PCTルートの例



なお、同一の基礎発明に基づいて、PCT 出願による特許の多国展開を図ると同時に、中国への特許・実用新案の併願を行う場合は以下のような手順ルートとなります。

PCT出願（多国展開）と併用する中国への特実併願



3 商 標

(1) 商標制度の特徴

今まで国内で長く使用をしてきた社名商標などを外国でも登録をしたいものですが、既に他社が商標登録をしている可能性もあり必ずしも登録ができるとは限りません。

商標は特許や意匠とは違い、発表や商品販売後であってもその国に登録されていなければ、他社であっても登録が可能ですし、先使用主張は他社の出願日時点でその国での商標の周知性が要求されたりするため難しいです。

このように、商標は国ごとに商標が使用できるかどうか、商標登録ができるかなどを商品販売前に商標調査をしておかないと、他社商標権を侵害して商品販売中止など思わぬ事業リスクや無駄な出願となることがあります。

(2) 出願国の選び方、出願の仕方

①出願国の選び方

以下を参考に、出願国を選んでください。

- 事業展開を既にしている国や今後具体的な計画がある国
市場の大きさや重要度で優先順位を決める
- 製造（委託も含む）をする国
- 模倣品被害や対策予防が必要な国（中国など）
- 同業者のシェアが大きい国
- 将来事業展開が予想される国

②出願の仕方

国ごとに直接出願をする方法と通称「マドプロ」に基づく国際出願や、EU 加盟国については欧州連合商標（EUTM、旧 CTM）などの広域出願を利用する方法とがあります。

国際出願や広域出願の利用にはメリットとデメリットがありますので、メリットを最大限に享受できるように、デメリットとなりそうな商標や国の場合には直接出願を選択するのも賢い国際出願や広域出願の利用と考えます。

商標もパリ条約に基づく優先権主張は可能ですが、主張期間は日本出願から6か月以内で、特許の12か月と比べると期間が短いので注意してください。

③出願で注意すべき点

外国では指定商品の記載方法は日本とは大きく異なりますので注意が必要です。

日本のような包括的な表現（例えば、被服）を認める国は少なく、具体的な個別商品名（例えば、セーター、ワイシャツ）での指定商品の記載が必要です。マドプロで国際出願をする際にも、基礎となる日本出願の指定商品がたとえ包括的な記載でも、その商品に含まれる具体的な個別商品名で国際出願の指定商品は記載する必要があります。もし指定商品を包括的な記載で国際出願をしてしまうと、個別商品名への変更指令などのアクションがかかり手続きが煩雑、費用も高額となることがあります。

また、以下のように同じような名称の指定商品であっても国によっては商品概念が違ったり、米国や中国などのように独特な指定商品の記載が要求される国もありますので注意してください。

以下は一例です。

（日本）第 25 類「被服」

洋服、和服、下着、寝間着の他に、子供服、ベビー服、靴下、帽子、手袋、ネクタイ、マフラー、レインコートなど広範なものが含まれる

（中国）第 25 類「被服」

「ベビー服、靴下、帽子、手袋、ネクタイ、マフラー、レインコート」は含まれない

*ベビー服は子供服と備考類似

（韓国）第 25 類「被服（衣類）」

「帽子」は含まれない

商品分類は日本と同様にニース協定に基づく国際分類を採用している国がほとんどのため原則日本の分類と同じですが、まれに日本とは違った分類に区分される国もあります。

従って、外国（特に米国や中国など）へ出願をする際には権利化をしたい具体的な個別商品のリストと共にその用途や一般名称などがわかるカタログやホームページなどを基に指定商品の記載方法などを代理人と打ち合わせをされることを勧めます。

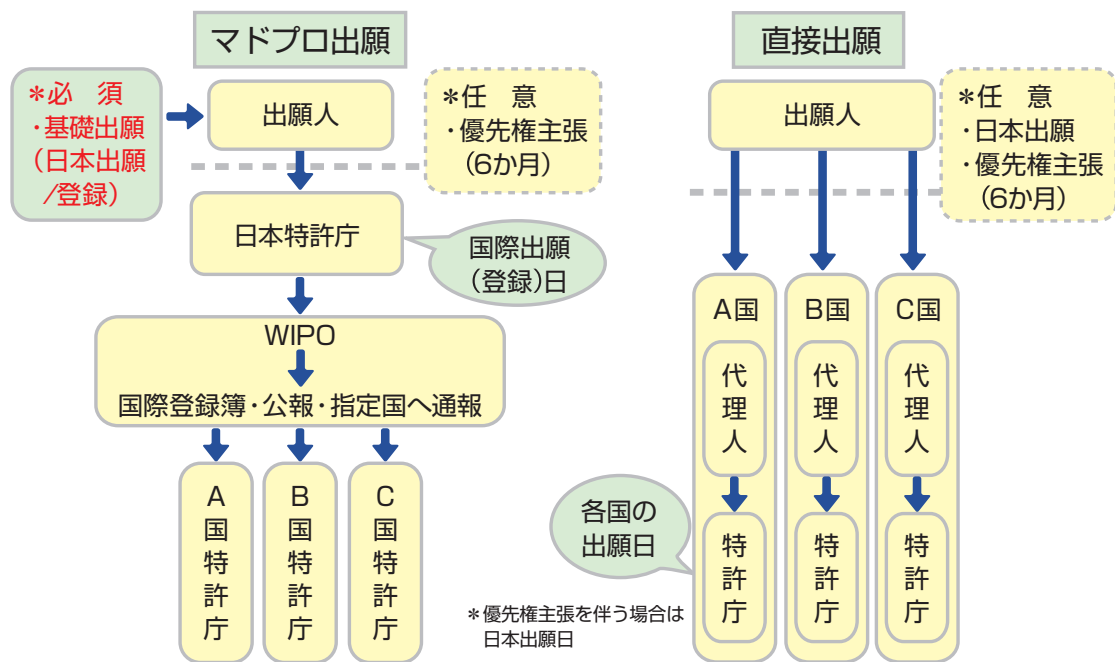
(3) マドプロ

①マドプロの概要

「マドプロ」は「標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書（protocol）」の通称です。

1891 年に制定された「マドリッド協定」を審査国が加盟しやすいように修正をしたもので、1996 年 4 月 1 日から運用を開始し日本は 1999 年 3 月 14 日に発効しました。2021 年 1 月現在、107 か国が加盟しています。

- 国際事務局は WIPO（世界知的所有権機関、スイス・ジュネーブ）
- 日本出願又は登録を基礎として日本特許庁に国際出願をすれば、国ごとの出願手続き、翻訳や現地代理人が不要となり手続きの簡素化や経費削減（出願国の選択は可能、書類や通信は英語）
- 日本特許庁への提出日が原則として国際出願（登録）日とみなされる
- 国際出願は基礎となる日本出願の商標と同一で指定商品も含まれるもののみが可能
- WIPO から通達を受けた指定国は 1 年又は 18 か月以内に拒絶の通報をしない限り、国際出願日にその指定国においても登録されたものとみなされる
- 国際出願（登録）日から 10 年間、更新毎に 10 年間保護される
- 国際出願の登録はその国の国内手続による登録と同一の保護が与えられる



②マドプロのメリット

- 国ごとの出願手続きが不要となり現地代理人費用や翻訳費用が不要となるため手続きの簡素化、経費削減（出願国の選択は可能、書類や通信は英語）
- 審査国での審査期間が 12 又は 18 か月以内と保障される
- 権利は単一で、登録後の更新や名義変更などは WIPO に手続きをするのみ
- 欧州出願において EUTM（欧州連合商標）も指定できるので加盟 27 か国を一括して登録が可能 (EUTM に関しては後述の「(3) 欧州連合商標」を参照)
- 国際登録後でも指定国や基礎登録の範囲内で区分・指定商品の追加（拡張）が可能

③マドプロのデメリット

- 国際出願では、基礎出願（日本出願）の商標の書体を変えたり、基礎出願（日本出願）の指定商品に含まれないものを追加したりすることはできないので、国際出願を前提とした基礎出願（日本出願）の見直しが必要な場合もある
- 基礎出願（日本出願）が登録とはならなかったり、登録後5年までに無効となると国際出願も無効となる従属性（セントラルアタック）があるので、基礎出願（日本出願）の出願の際には確実に登録となるように商標調査や出願方法には注意が必要。国際出願は各国直接出願に移行も可能だが費用が高額となることもある

④マドプロの注意すべき点

- 日本特許庁に提出する国際出願書類は英語で作成しなければならず、各指定国でも英語のまま出願書類となるので、特に指定商品の誤訳や包括的な商品名、不明確な表現は避ける
- 手数料は日本特許庁と WIPO への送金との2本立て
- 指定国が個別手数料の2段階納付（出願料と登録料を別々に納付）を選択している以下の国では、出願時の第1段階納付（出願料）に加え、その国で保護容認があったら指定期間内に第2段階納付（登録料）をしないと登録が取り消される
・日本 ・キューバ ・ブラジル
- 指定国でのアクション通知書は WIPO 経由で送られてくるが、回答書提出などの以後の手続きは WIPO を経由せずに直接指定国としなければならない。現地代理人の中途受任、アクション対応検討や回答書提出などを期限内に対応しなければならず手続きが煩雑、費用も高額となることがある
- 基礎となる日本出願の指定商品がたとえ包括的な記載でもその商品に含まれる具体的な個別商品名で国際出願の指定商品を記載しないとアクションがかかり手続きが煩雑、費用も高額となることがある（指定商品の記載に関しては前述「(2) ③出願で注意すべき点」を参照）
- 中国での権利行使や行政手続きなどでは WIPO が発行する国際登録証明書ではなく、中国商標局が申請で発行する本国登録証明書が必要（申請から3～6か月必要）
- 指定国の審査運用で指定商品の一部が指定した分類以外に属すると判断された場合には、指定国では分類を追加することができないのでその指定商品を削除するしかない
- EUTM を指定した場合、アクション通知は WIPO を経由せずに直接出願人に送付される
- 一部の国においては、追加書類や指定国特許庁に直接提出しなければならない書類・手続きがある。これらの国では手続きや期限管理が煩雑なので登録後は現地代理人に維持管理を依頼することを勧めます

[米国]

- ・ 出願時に願書 (MM2) と共に「標章の使用意思の宣誓書」(MM18) を WIPO に提出
- ・ 登録後 5～6 年目の使用宣誓書を米国特許商標庁 (USPTO) へ直接提出
- ・ 更新時の使用宣誓書を米国特許商標庁 (USPTO) へ直接提出 (更新手続き自体は WIPO へ)
- * 権利の効力発生や存続期間の起算は、国際登録日からではなく、米国特許商標庁 (USPTO) による保護拡張証明書 (登録証に相当) の発行日から

[フィリピン]

- ・ 国際出願日から 3 年以内の「使用宣誓書」をフィリピン特許庁へ直接提出
- ・ 国際登録日から 5～6 年目の「使用宣誓書」をフィリピン特許庁へ直接提出
- ・ 更新時 (10 年目) の「使用宣誓書」をフィリピン特許庁へ直接提出

[欧州連合商標 (EUTM)]

- ・ 出願時に願書 (MM2) と共に EUTM 加盟国での先出願に基づく「優先順位的主張」(MM17) (「シニオリティ (Seniority)」のこと。後述の「(4) 欧州連合商標 (EUTM、旧 CTM)」を参照) を WIPO に提出

⑤ マドプロと PCT (特許協力条約) との違い

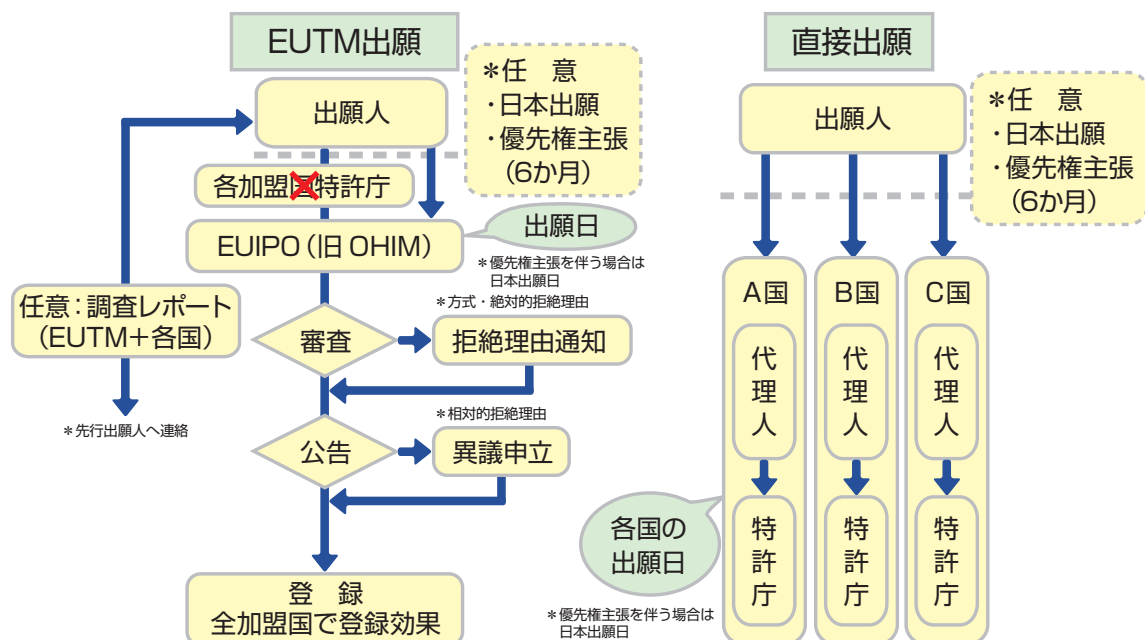
- 制度コンセプトは「基礎出願の出願国拡張」(PCT: 各指定国出願の束)
- 国際出願時に指定国選択と指定国個別料金納付が必要
(PCT: 国際出願をすると全加盟国を指定したものとみなされ、優先日から原則 30 か月までに最終的な指定国を選択し翻訳文などを提出)
- 日本は公用語として英語を選択したので日本の基礎出願書類翻訳も含め全ての書類は英語となり、各指定国は自国言語への翻訳を要求できない
(PCT: 日本語による国際出願も可能でまた各指定国は翻訳文を要求できる)
- ペーパー出願のみ (PCT: 日本特許庁に対してオンライン出願も可能)
- 国際機関による調査はない
(PCT: 国際調査機関による調査報告がある)

(4) 欧州連合商標 (EUTM、旧 CTM)

① 欧州連合商標 (EUTM) の概要

商標の法的保護に関する 1993 年 12 月 20 日の欧州議会及び理事会指令 40/94/EC に基づき設立された欧州連合域内商標登録制度のことを、欧州連合商標 (European Union trade mark) や「EUTM」と通称されています。現在、27 か国が加盟しています。EUTM は欧州連合に加盟していなくても利用ができるため日本も利用可能です。

- 国際事務局は EUIPO（欧州連合知的財産庁、スペイン・アリカンテ）
- 1 件の出願で EU 加盟 27 カ国が一括して保護され、各国ごとの出願手続き、翻訳や現地代理人が不要となり手続きの簡素化や経費削減
- 権利は単一で全ての加盟国に効力が及ぶ（国の指定はできない）
- 登録後の更新や名義変更などは EUIPO に手続きをするのみ
- 出願後に加盟国が増えた場合にも保護対象国は自動拡張
- 出願は EUIPO への直接（各加盟国の特許庁経由はなくなった）
- 第 1 言語として欧州各国の公用語 24 言語のいずれか、第 2 言語として EUIPO の公用語（英語、仏語、独語、伊語、スペイン語）でかつ第 1 言語以外のものから選択
- 存続期間は出願日から 10 年間で、更に 10 年毎の更新可能
- 調査レポートには、欧州連合調査レポートと加盟国調査レポートの 2 種類がある。欧州連合調査レポートは、EUTM の先行出願分が出願人の任意の請求によって調査がなされ無料だが、加盟国調査レポートは出願人の任意で追加料金が必要（加盟国や分類の全てが調査可能な訳ではなく、国などの指定も不可）。調査レポートは出願人に送付されると共に先行商標出願人にもその旨連絡がされ、今後の出願継続要否や異議申し立てに活用できる



② 欧州連合商標 (EUTM) のメリット

- 1 件の出願で加盟 27 カ国が一括して保護され、各国ごとへの出願手続き、翻訳や現地代理人も不要となり手続きの簡素化、経費削減（出願国の選択は不可）

- 権利は単一で登録後の更新や名義変更などは EUIPO に手続きをするのみ
- 加盟国 1 か国での商標使用があればたとえ他の加盟国で商標が不使用でも不使用取消を免れる
- 登録は単一で加盟国全部（国の個別指定は不可）に対して効力を有する。加盟国が出願後に増えた場合にも原則として自動拡張
- EUTM は各国内の商標権になんら影響を及ぼさない
- EUTM 出願時にシニオリティ（Seniority）を主張すれば自社の先行する E U 域内の各国出願登録で有していた利益を受け継ぐことが可能

③ 欧州連合商標（EUTM）のデメリット

- 加盟国全域（現在 27 か国で公用語だけでも 24 の多言語）における登録性が要求されるため、例えばマイナーな言語では識別性がない場合や、ある一か国において類似商標登録が存在するといった場合に出願が拒絶となるため、直接出願より拒絶や異議申立を受ける可能性が高くなる
- 出願は 1 件なので拒絶となると加盟国全域における出願がなくなってしまう。直接出願に移行も可能だが、新たに現地代理人を必要とし、費用が高額となることがある
- 登録後において登録の無効や取消が確定した場合には、登録は 1 件なので全地域での登録がなくなってしまう（登録後は各国個別登録への移行はできない）

④ 欧州連合商標（EUTM）の注意すべき点

- 英国、スイス、ノルウェー、ロシア、トルコ等の欧州連合に加盟していない国には欧州連合商標の効力は及ばないのでこれらの国には個別出願が必要
- 英国の E U 離脱（BREXIT、離脱日 2020 年 1 月 31 日）の影響：
2021 年 1 月 1 日時点で登録となっている EUTM の権利は英国でも有効。
2021 年 1 月 1 日時点で出願中のものは、英国への再出願（9 ヶ月以内であれば、E U 出願日・優先権主張日が遡及）が必要（費用発生）。

(5) 使用主義

日本も含め大多数の国では、商標権は商標登録によって発生するとする「登録主義」を採用していますが、米国などの一部の国では商標権は商標の使用によって発生するとする「使用主義」を採用しています。

使用主義の米国においても国際的な制度の調和（ハーモナイゼーション）の観点から登録主義を一部に採り入れたり、登録主義の国々においても商標不使用による登録取消、損害賠償や

異議申立時の引用商標の使用要件、未出願であっても使用中商標の保護、商標の併存使用による併存登録などを導入する国も多くあります。

中国や欧州は登録主義を採用しています。

①米国の「使用主義」

誠実に商標を採択し、商取引で最初に商標を使用することによって、その使用範囲（商標書体・商品・地域）においてコモンロー（判例・慣習法）上の商標権として保護が認められているものです。最先使用者は、出願をして登録となった連邦商標登録に対しても、最先使用の事実に基づいて使用している範囲（商標書体・商品・地域）で、異議申立て、登録取消請求が可能です。

- ▶ 商標の使用証拠の提出要求がある（出願時または登録査定時*、登録後5～6年目、更新時）
*マドプロや外国出願・登録に基づいた出願では、出願時または登録査定時の提出は免除されるが、使用義務が免除された訳ではない。
- ▶ 商標を使用していない指定商品が含まれていた場合、登録が取消されることがある（「フロード（詐欺）」）
- ▶ 類否判断は出所混同に基づいて判断される
- ▶ 商標権を営業と分離して移転することはできない

（6）その他の制度や運用

①同意書（コンセント）

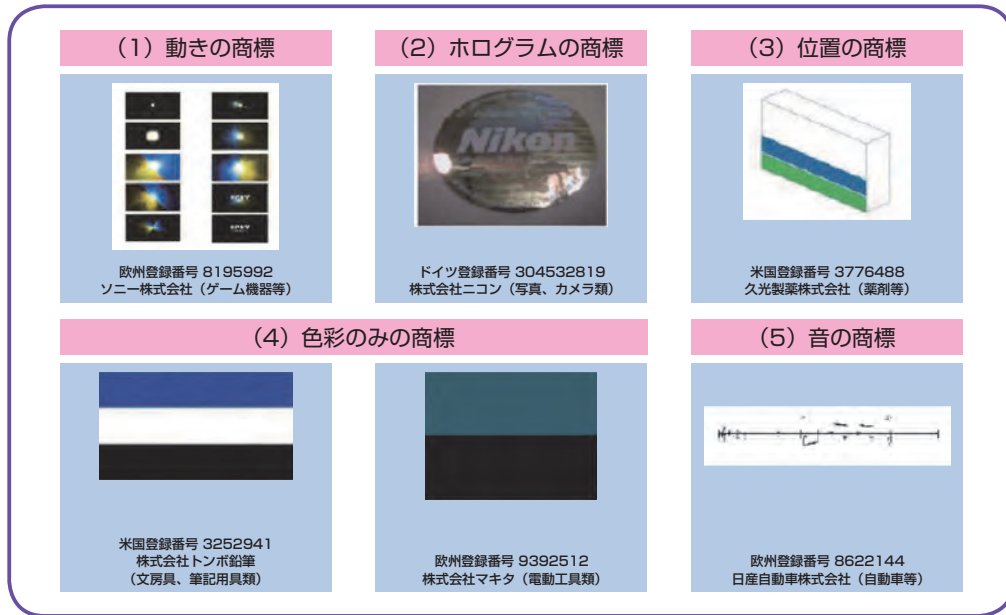
出願をした商標が先登録商標に類似する場合でも先登録商標の権利者が同意をすれば登録を認める制度のことを「同意書（コンセント）」と呼ばれています。先登録商標の権利者が同意をすれば登録を認める国と同意があっても出所の混同有無など審査官の裁量に委ねる国とがあります。

欧州は前者で、米国や中国は後者で、日本は未導入です。

②新しいタイプの商標（非伝統的商標）

商標の保護対象は文字や図形などからなりますが、音、ホログラム、匂い、輪郭のない色、位置、動きなども商標として機能をしていることがあることから保護対象に追加する動きがあります。前者を「伝統的商標」、後者を「非伝統的商標」や「新しいタイプの商標」と呼ばれています。

日本企業の海外登録例



(出典) 特許庁 特許行政年次報告書 2012 年版

③ 審査主義

商標は特許のように審査請求をしなくても出願全件を審査する国が大多数です。

しかしながら、欧州（各国直接出願や EUTM・マドプロによる国際出願も含む）などでは商標の識別性など絶対的拒絶理由の審査はしますが、他人の先登録商標との類否などの相対的拒絶理由の審査は異議申立があってから審査をします（「異議待ち審査」とも呼ばれています）。

したがって欧州ではたとえ自社商標が登録されたとしても、他社の同一・類似商標が併存して登録されることがあるため権利者自身が公告公報を監視して異議申し立てをすることが不可欠となります。

4 意匠

(1) 出願国の選び方、出願の仕方

①意匠制度の特徴

意匠は出願審査において特許と同じように新規性を要求されます。従って、世界中のいずれかの国で発表や商品販売をすると自分自身も含めて他社もその意匠は登録ができなくなりますので、発表や商品販売前に出願をすることを勧めます。

②出願国の選び方

以下を参考に出願国を選んでください。

- 事業展開を既に行っている国や今後具体的な計画がある国
市場の大きさや重要度で優先順位を決める
- 製造（委託も含む）をする国
- 模倣品被害や対策予防が必要な国（中国など）
- 同業者のシェアが大きい国
- 将来事業展開が予想される国

③出願の仕方

国ごとに直接出願をする方法と、ハーグ協定に基づく国際出願やE U加盟国については欧州共同体意匠出願を利用する方法とがあります。

国際出願や欧州共同体意匠出願の利用にはメリットとデメリットがありますので、メリットを最大限に享受できるように、デメリットとなりそうな意匠や国には直接出願を選択するのも賢い国際出願の利用と考えます。

意匠もパリ条約に基づく優先権主張は可能ですが、主張期間は日本出願から6か月以内で、特許の12か月と比べると期間が短いので注意してください。

④出願で注意すべき点

国や国際出願等によって図面の書き方、必要書類や部分意匠などの制度導入の有無が異なりますので事前に代理人に確認をされることを勧めます。

(2) 意匠ハーグ協定

①ハーグ協定の概要

意匠の国際寄託に関する 1925 年に締結されたハーグ協定は、手続きの統一・簡素化に関する条約で、意匠の定義、登録要件や存続期間などは加盟国の規定によります。

ハーグ条約は以下のように3つのアクト（改正協定）からなりますが、このマニュアルでは日本など審査国が加盟をする「ジュネーブアクト（改正協定）」のことを説明し、単に「ハーグ協定」や「ジュネーブアクト」と略称します。

- 「ロンドンアクト」（1934年に発効し12か国加盟、現在は凍結中）
- 「ハーグアクト」（1960年に発効し34か国加盟）無審査国中心
- 「ジュネーブアクト」（1999年に発効し2020年10月現在、63か国と2政府間機関が加盟）審査国も加盟しやすいように改正

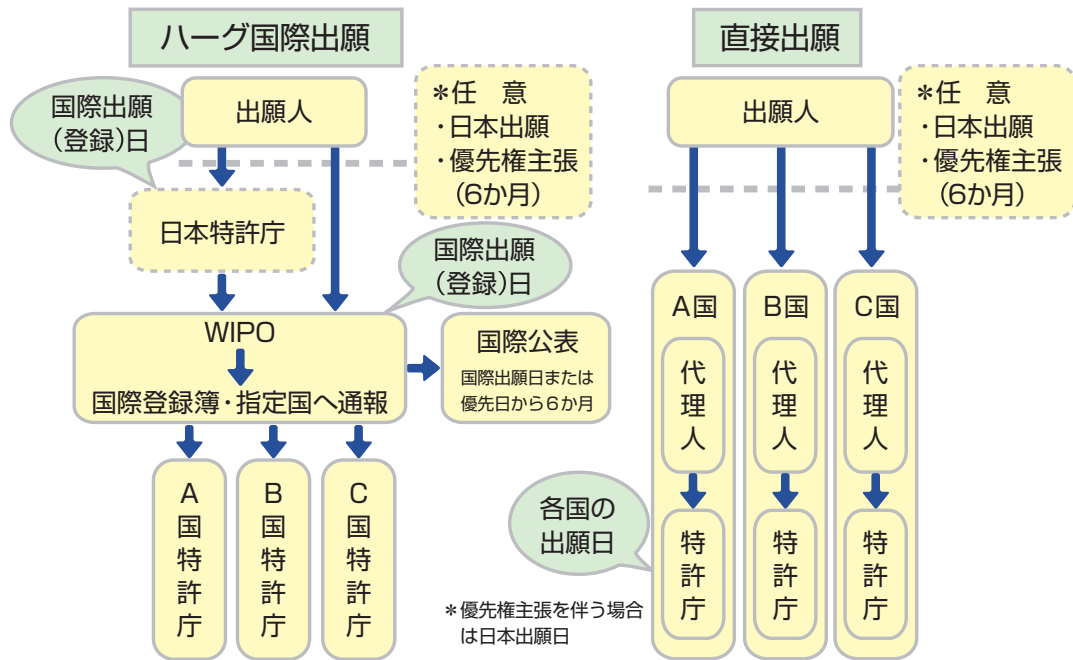
現在、ジュネーブアクトには国数では80か国以上が加盟していて、多くは無審査主義国です。出願件数は増加傾向です。韓国が2014年に加盟し、日本や米国は2015年に加盟しており、また中国、アセアン諸国や多国間協定（FTA）交渉国などでは加盟を検討する国が増えていることから、今後出願件数の多いこれらの国や多くの国が加盟することにより、ハーグ協定の利用メリットの一層の拡大が期待できます。

- 国際事務局は WIPO（世界知的所有権機関、スイス・ジュネーブ）
- 英語・フランス語・スペイン語のうち一つの言語を使用して1通の願書・函面を日本特許庁又は WIPO に提出すれば、国ごとの出願手続き、翻訳や現地代理人も不要となり手続きの簡素化、経費削減（出願国は選択可能）
- 出願は日本特許庁経由か WIPO に直接かを選択。選択したいいずれかの機関への提出日が原則として国際出願（登録）日とみなされる
- WIPO から通達を受けた指定国は拒絶をする場合には無審査国では6か月以内又は審査国では12か月以内にしない限り、国際出願は国際出願日にその指定国においても登録されたものとみなされる

無審査国の例：欧州連合知的財産庁（EUIPO）、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、アフリカ知的所有権機関（OAPI）

審査国の例：米国、韓国、日本

- 存続期間は出願日から5年間で、5年ごとの更新で少なくとも15年間。更に長い期間の保護を認める指定国ではその規定による。
- 国際登録後の年金納付や移転等の手続きは WIPO に一元化されている



ハーグ協定ジュネーブ条約の締約国：63か国と2政府間機関（2020年10月現在）

アジア 韓国 カンボジア 北朝鮮 * 1 シンガポール 日本 ブルネイ ベトナム モンゴル	NIS諸国 アゼルバイジャン アルメニア ウクライナ キルギス ジョージア タジキスタン トルクメニスタン モルドバ ロシア	欧州 ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベネルクス (ベルギー、ルクセンブルク、オランダ) ポーランド ボスニア・ヘルツェゴビナ モナコ モンテネグロ ラトビア リトアニア リヒテンシュタイン ルーマニア 欧州連合知的財産庁 (EUIPO) (27か国) * 3
大洋州 サモア	欧州 アイスランド アルバニア 英国 エストニア 北マケドニア クロアチア サンマリノ スイス スペイン スロベニア セルビア デンマーク ドイツ ノルウェー	北米 カナダ 米国
中東 イスラエル オマーン シリア トルコ	中南米 スリナム ベリーズ メキシコ	
アフリカ エジプト ガーナ サントメ・プリンシペ チュニジア ナミビア ボツワナ ルワンダ アフリカ知的所有権機関 (OAPI) (17か国) * 2		

* 1 日本は北朝鮮を国として認めていない
 * 2 OAPI (17か国)：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ
 * 3 EUIPO (27か国)：アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク

②ハーグ協定のメリット

- 1 通の願書・図面を WIPO に提出すれば複数国で意匠出願が可能となり、国ごとの出願手続き、翻訳や現地代理人が不要となり、手続きの簡素化、経費削減（出願国の選択は可能、書類や通信は英語）
- 同一のロカルノ分類内ならば最大 100 個の意匠が 1 願書で出願可能
 - * ハーグ協定や欧州共同体意匠では、願書にロカルノ国際分類の記載が必要
- 審査期間が明確となる（無審査国：6か月以内、審査国：12か月以内）
- 欧州出願において欧州共同体意匠（CD）も指定できるので加盟 27 カ国を一括して登録が可能
- 年金納付や移転等の手続きは WIPO のみでいい
- 登録無効は当該国のみが無効となり国際登録自体は有効なためダメージが少ない

③ハーグ協定のデメリット

- 出願日または優先日から 6 か月で国際公表されてしまう
国際公表を最大で 30 か月延期とする公表繰延べ（秘密意匠）できる加盟国もありますが、公表繰延べの禁止や公報掲載制限期間の短期化を宣言している加盟国もあります（詳細は次項目参照）。後者の国が指定国に含まれていると、公表繰延べを請求していても最短の国に合わせて早期に公表されてしまうので、出願の際には指定国の選択が重要です。
- ハーグ協定は手続きの統一を規定したシンプルな条約だが、多くの項目に関して加盟国から不適用や適用条件などの宣言（留保）がなされていることがあるので注意。宣言内容によってはこれらの国を指定国から外して直接出願に切り替えることも検討が必要。

以下は一例です。

- ・ 公表繰り延べの禁止（Article 11(1)(b)）
アメリカ、ハンガリー、アイスランド、モナコ、ポーランド、シンガポール、ウクライナ
- ・ 30 か月未満の公表繰延べ期間（Article 11(1)(a)）
6か月以内：デンマーク、ノルウェー、フィンランド
12か月以内：クロアチア、エストニア、スロベニア、シリア・アラブ共和国、
アフリカ知的財産権機関（OAPI）、ブルネイ
18か月以内：シンガポール
- 拒絶理由の内容は WIPO 登録簿に登録されて公開されるので、その審査結果を根拠に他国における拒絶や無効とされることが考えられる。今後、審査国の加盟が増えるのでこれらの国を指定国から外して直接出願に切り替えることも検討が必要。

④ハーグ協定の注意すべき点

- 指定国における物品名や図面の補正は WIPO 登録簿には反映されないので国際登録簿と指定国の登録簿との二重確認が必要
- ハーグ協定による出願は現地代理人を経由しないことが多いため、登録要件が微妙な出願、新規性喪失の例外やグレースピリオド（意匠の公表から出願するまでの猶予期間）などを利用する出願の場合には、現地代理人と事前相談をすることを勧める
- 意匠の単一性を宣言しているシンガポール他では多意匠 1 出願は利用できないので予め分割出願や指定国から外して直接出願に切り替えることも検討
- 各国の旧植民地には登録の効果は及ばない
- WIPO 登録簿にはライセンスや担保の登録ができない

⑤ハーグ協定と商標マドプロとの違い

- 制度コンセプトは「手続きや様式の統一」（マドプロ：基礎出願の出願国拡張）
- 基礎出願は不要（マドプロ：本国において基礎出願または登録は不可欠）
- 日本特許庁又は WIPO に直接出願かの選択（マドプロ：日本特許庁に提出）
- 自国を指定国に入れる自己指定は可能（マドプロ：不可）
- 国際出願後に国や製品を追加する事後指定は不可（マドプロ：可能）

（3）欧州共同体意匠

①欧州共同体意匠の概要

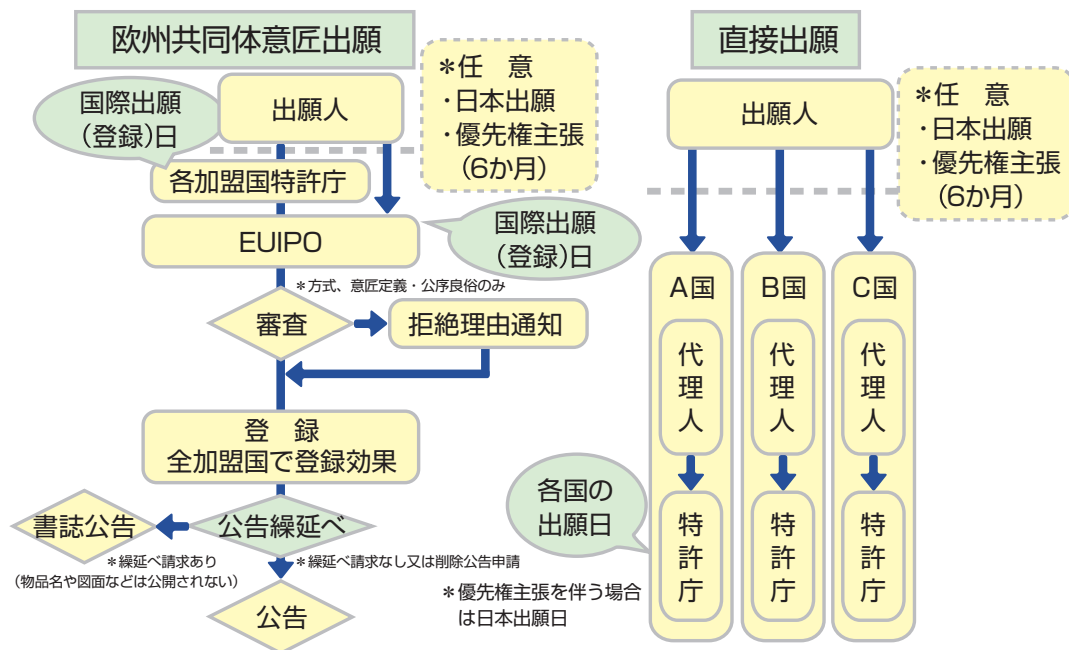
意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 98/71/EC で設立された欧州連合域内意匠登録制度のことを「欧州共同体意匠 (Community Design)」や「CD」と通称されています。現在、27 か国が加盟しています。

欧州共同体意匠は、出願をすることが必要な「登録欧州共同体意匠 (Registered Community Design)」(通称「RCD」、2003 年 4 月 1 日発効) と出願をすることなく一定の要件で保護される「無登録欧州共同体意匠 (Unregistered Community Design)」(通称「UCD」、2002 年 3 月 6 日発効) との二本立ての制度となっています。欧州共同体意匠は欧州連合の加盟国でなくても利用ができるため日本も利用可能です。

以下は出願をすることが必要な「登録欧州共同体意匠 (RCD)」の説明が中心です。

- 国際事務局は EUIPO (欧州連合知的財産庁、スペイン・アリカンテ)

- 1件の出願で加盟 27 カ国が一括して保護され、国ごとへの出願手続き、翻訳や現地代理人も不要となり、手続きの簡素化、経費削減（出願国の選択は不可）
- 権利は単一で全ての加盟国に効力が有する（国の指定はできない）
- 出願後に加盟国が増えた場合にも保護対象国は自動拡張
- 存続期間は、出願日から5年間で5年ごとに4回更新可能（最長 25 年間）
- 登録後の更新や名義変更などは EUIPO に手続きをするのみ
- 出願は EUIPO への直接又は各加盟国特許庁経由かを選択
- EUIPO は方式と意匠の定義や公序良俗のみを審査
- 多意匠 1 出願（Multiple Application）が可能
- 最大 30 か月まで公告繰り延べ（秘密意匠）が可能
- グレースピリオド（意匠の公表から出願するまでの猶予期間）は出願日又は優先日から 12 か月以内
- 日本などでは形態と製品（物品）名とにより意匠の保護範囲が特定されるが、欧州共同体意匠では製品（物品）名を記載しても何ら保護範囲には影響を与えない。したがって同じ形態からなる意匠であれば異なる全ての製品（物品）に権利が原則及びることになる



②登録欧州共同体意匠（RCD）のメリット

- 1 件の出願で EU 加盟 27 カ国を一括保護でき、登録後の更新や名義変更なども EUIPO に手続きをすればいいので手続きの簡素化、経費削減（出願国の選択は不可）
- 多意匠 1 出願（Multiple Application）に件数割引があるので経費削減
意匠 1 件目：350 ユーロ / 件 2～10 件目：175 ユーロ / 件 11 件目～：80 ユーロ / 件
* 公告費込、年金納付時は 1 意匠ごとに納付可否の選択可能
- 最大 30 か月まで公告繰り延べ（秘密意匠）が可能
- 出願日又は優先日から 12 か月のグレースピリオド（公表から出願するまでの猶予期間）が認められるので公表後でも権利化の可能性がある
- 1 件の出願で同様な形態からなる全ての製品（物品）で保護が原則されたことになるので広範なデザイン保護が可能。図案化された商標や著作物の補助的な保護としても利用が可能
- 出願をすることなく一定の要件で保護される「無登録共同体意匠（UCD）」が意匠制度に併存

③登録欧州共同体意匠（RCD）のデメリット

- 登録は 1 件なので、登録が無効や取消となると加盟国全域での登録が無くなってしまう（商標 EUTM のように加盟国国内出願への移行は不可）
- 通常の使用状態で外から見えない製品や部品などの意匠は登録できない
- 修理用部品（スペアパーツ）の意匠は登録できるが、修理目的のための製造や販売には効力は及ばない

④登録欧州共同体意匠（RCD）の注意すべき点

- スイス、ノルウェー、ロシア、トルコは欧州連合に加盟していないため欧州共同体意匠の効力は及ばないのでこれらの国には個別出願が必要
- 各加盟国の共同体域外の旧植民地には効力は及ばない

⑤無登録欧州共同体意匠（UCD）の概要

世界における最初の公表や販売開始を共同体域内ですること、出願をすることなく自動的に保護が受けられることから、公表などを日本などより共同体域内で先行させてこの制度の利用可能。利用する場合は現地代理人に事前相談をすることを勧めます。

[UCD の保護対象]

- 世界における最初の公表が共同体域内で行われ、その公表が共同体域内の当業者が利用できるものであること
- 公表から 3 年間自動的に保護される（出願の手続きや経費が不要）
- 保護対象や有効性などの基準は、登録欧州共同体意匠（RCD）に準ずる

[UCD のメリット]

- 出願をすることなく3年間自動的に保護される（出願の手続きや経費が不要）
- 登録欧州共同体意匠（RCD）も併せて利用すれば登録前より保護が可能

[UCD のデメリット]

- 権利行使の際には「模倣された証拠」の提出が条件となるので権利行使が難しい

※英国の EU 離脱（BREXIT、離脱日 2020 年 1 月 31 日）の影響

2021 年 1 月 1 日時点で係属中の登録欧州共同体意匠出願を有する場合及びハーグ制度に基づき EU を指定した係属中の国際出願を有する場合、2021 年 1 月 1 日の後 9 月以内に同等の英国意匠を登録するために出願することができ、係属中の登録欧州共同体意匠出願または EU を指定した国際出願の先の出願日を維持できる。この場合の費用は、通常の英国の料金体系が適用される。

（4）秘密意匠（公表、公開または公告繰延べ）

出願は一日でも早く出願をすることが重要ですが、出願内容は登録になると特許庁の公報に掲載されて公表されるため、新製品情報などが発表前に公報から露見してしまうことが考えられます。特に意匠出願は製品化決定後に出願されることが多く、また一見して製品仕様がわかりやすいことから、公報の掲載内容を一定期間制限する、秘密意匠や公表、公開または公告繰延べ制度が多くある国では導入がされています。

日本や欧州ではこれらの制度は導入されていますが米国や中国では導入されていないので出願のタイミングコントロールが必要となりますので注意が必要です。

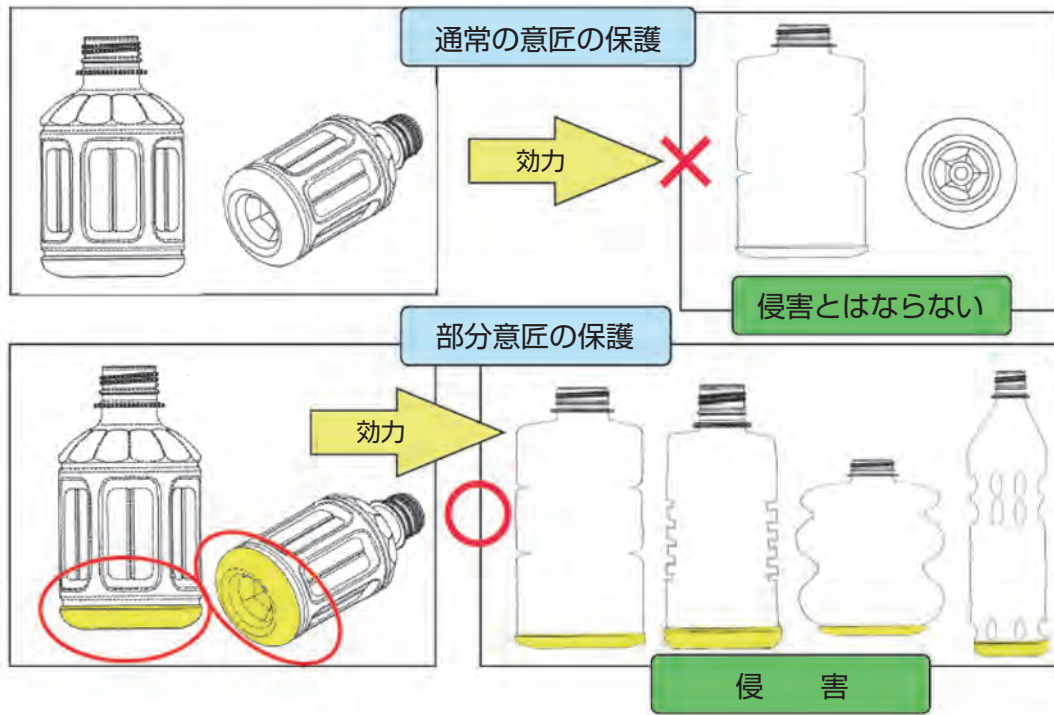
またハーグ協定では指定国に公表繰延べを認めていない国や公報掲載の制限期間が短い国が含まれていた場合には、これらの国が優先されてしまいますので、公表繰延べが適用されなかったり、最も短い期間の終了後に公報掲載により公表されてしまいます。出願の際にはこれら国は指定国から外すなどの選択が必要となりますので注意が必要です。

（5）部分意匠

製品（物品）の全体形状ではなく、製品（物品）の意匠の特徴となる部分のみを特許のクレームのように指定して意匠出願をする制度が「部分意匠」です。

意匠の特徴となる部分のみが同一ならばそれ以外の部分の形状は問わないため強く広い権利保護が可能となります。日本、米国、欧州や以下表の国々では既に導入されています。中国は 2021 年 6 月 1 日から導入予定ですが、アセアン諸国などは一部の国を除き未だ導入されていません。

部分意匠による保護



部分意匠の主要国保護状況

制度（近似する制度含む）導入：○あり ×なし

国名	部分意匠制度の導入	国名	部分意匠制度の導入
日本	○	台湾	○
米国	○	香港	○
E U	○	中国	○ (2021年6月1日導入予定)
オーストラリア	○	インド (審査基準)	○
韓国	○	マレーシア・フィリピン・ インドネシア・シンガポール	○
		タイ・ベトナム・ ロシア・ブラジル	×

(6) 新規性喪失の例外

意匠は展示会などでの発表や販売などで新規性を喪失すると出願をしても拒絶となったり、例え登録になったとしても有効な権利とはなりません。

しかしながらデザインは人の感性に訴えるものであることから、展示会などで取引者などの反応を見てからデザインを絞り込んだり、出願を検討することが多いため、各国ともに新規性喪失の例外やグレースピリオドの各規定を定めています。新規性喪失の例外やグレースピリオドはあくまでこれらを適用させて出願をした国でのみ出願審査で新規性喪失を理由に拒絶をしないだけで、出願をしていない国での新規性喪失を取り消す訳ではありません。

日本では意匠を公表しても1年以内に出願と証明書（出願後30日以内）を提出すれば新規性が喪失しないとすゝ新規性喪失の例外規定があります。

しかしながら、海外の途上国では適用条件が限定的だったり、適用期間が短い傾向にあります。例えば、中国では適用期間は公表から6か月以内ですが、適用条件が中国政府主催または事前に認められた国際展示会や学術・技術会議等と極めて限られた公表しか適用とはなりません。

一方、米国や欧州共同体意匠などではグレースピリオド（公表から出願までの猶予期間）が認められており、出願日だけでなく優先日からも適用期間（12か月）を起算し証明書の提出も不要と、極めて緩い規定です。

新規性喪失の例外やグレースピリオドを公表から出願までの猶予期間として捉えて利用することもできますが、一方、新規性の喪失は大きなリスクを伴いますので、これらの規定に頼らずに、展示や販売などの前に出願を済ませておくことを勧めます。またやむなく適用を利用する際には国ごとに適用条件や手続きが違っていたり、変更されていることもありますので現地代理人などに事前相談することを勧めます。

(7) その他の制度や運用

① 画像デザイン

スマートフォンに代表されるように機器の操作やデータ入力が表示部へのタッチ操作となり、画像デザインは使用者の操作性や購入時の製品選択の重要な要素となってきています。

従来、日本の意匠法では、画像デザインは、物品の部分としての画像を含む意匠として保護の対象としていましたが、法改正により、2020年4月以降は、新たに画像を意匠と認め、物品から離れた画像それ自体も保護の対象になりました。

画像デザインは国によって最も取り扱いに違いがみられる分野の一つです。

主要国における画像デザインの保護状況は以下です。

[米 国]

ディスプレイや表示画面自体を物品と認めその装飾として画像デザインは保護され、日本のような物品の機能又は操作性は要求されません。運用上、例えば、「アイコンが表示されたコンピュータ表示画面」や「コンピュータディスプレイのためのグラフィカル・ユーザー・インターフェイス (GUI)」といった表現の物品名でも登録が認められています。

[欧 州]

使用される個々の物品を離れ画像デザイン自体を保護対象としており、グラフィカル・ユーザー・インターフェイス (GUI) やアイコンなども保護対象となっています。また、日本のように物品の機能または操作性は要求されません。

[韓 国]

保護要件として日本のような物品の機能または操作性との関連は要求されません。2016年1月に施行された画像デザイン審査指針において、画像が表示される表示部が特定されれば画像デザインとして認められるようになりました。

[中 国]

審査基準の改正が2014年5月1日から施行され、物品の表示部に画像が表示された状態でも物品の全体意匠（部分意匠制度は未導入）として保護を認めることとなりました。

また物品の操作や機能の実現に無関係な画像（例えば、パソコンの壁紙、ウェブページ）とゲーム画像は保護対象外ですが、物品に最初からインストールされた画像であることは保護対象の条件ではありません。

米国デザイン特許登録例
US D604305



(出典)米国特許商標庁(USPTO)

②無審査主義

意匠出願の新規性などの実体審査をしているのは、日本、米国、韓国、台湾、タイ、インドやロシアなどの限られた国で、世界の多くの国では方式審査のみを行い実体審査をしていません。

このことはデザインの創作が新規性や独創性、他者デザインとの類否や非侵害などを創作者自らが検討や判断をしてデザインの採択や実施をすることを意味します。

また意匠出願についても同様で、出願をすればそのまま登録となる無審査主義国では、特許庁の実体審査の結果としての登録の価値＝お墨付きではないので登録自体には価値がないこととなります。登録の価値は、出願時に出願人自らが、デザインの創作が新規性や独創性を有し他社に有効に権利活用ができる実効性のあるデザインか否かなどを検討して、出願に価値付けをすることが必要となります。

従って、無審査主義の国に関してはデザインの採択、実施や出願の前に意匠調査がより重要となります。

5 著作権

(1) 進出国と著作権登録

海外進出に当たりアニメ、ゲーム等のコンテンツをどの国で販売するかはその国の人口構成、成長性、市場規模、文化の成熟度、競業コンテンツの状況等の検討が求められますが、進出国の著作権制度を把握することも重要な課題になります。

著作物の保護は国際条約「ベルヌ条約」が基本ですが、現在国連加盟国の約9割が加盟しています。加盟国はベルヌ条約を基に自国の著作権法を施行しているため、その国の著作権法の確認が重要です。

また、ベルヌ条約の基本は無方式主義で著作物を登録する必要はありませんが、海外展開する場合、進出国の著作権登録機関に登録しておくことで著作物のライセンス契約を結ぶときや模倣等の紛争になった際、著作権者の権利帰属の証明として登録証書を使用することができます。

例えば中国の場合、登録できる著作物の範囲が広く、ロゴマークやキャラクター、ゲームソフト或いは芸術的美観がある工業製品（おもちゃ等）にも及んでいます。このことはロゴマークや商標の著作権登録は商標冒認登録の対策にもなり得、又芸術的美観がある工業製品デザインの登録は模倣品対策になり得ます。従ってまずは著作権登録が重要になります。

(2) 著作物保護の国際条約

著作物は自国内だけでなく国外においても利用されるために、各国は、各種条約への加盟により、それぞれの著作物や実演、レコードなどの権利を保護しています。

著作物の保護には「ベルヌ条約」「万国著作権条約」「WIPO 著作権条約」などがあり、一方著作物を伝える側の権利（著作隣接権）保護には「実演家等保護条約（ローマ条約）」「WIPO 実演・レコード条約」などがあります。以下に代表的な条約の概要を説明します。

①著作権条約

【ベルヌ条約】

この条約の正式名称は「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」で、名称のとおり文学的作品や美術的作品を保護する国際条約です。

1886年スイスのベルンで締結され、日本は1899年に加盟し、2021年1月現在179か国が加盟しています。

条約の特徴は以下です。

- 著作権の登録を必要としない無方式主義
- 外国著作物の保護に関し、自国民に与えている保護と同様の保護が与えられる内国民待遇
- 条約発効前に創作された著作物も、保護期間内であれば保護される遡及効。
- 一般的な権利の最短の保護期間は著作者の死後 50 年。

【万国著作権条約】

この条約は 1952 年ジュネーブで作成され日本は 1956 年に加盟し、2020 年 11 月現在 100 か国が加盟しています。

この条約の大きな特徴は以下です。

- 著作権の登録申請を必要とする方式主義と不遡及を採用。
- 無方式主義の著作物に対し © の表示によって方式主義加盟国でも保護。
- 内国民待遇はベルヌ条約と変わらないが、権利の保護期間は死後最低 25 年。

この条約（万国著作権条約）の背景には米国など著作権の発生に登録や著作権表示「©」等を必要とする制度（方式主義）を採用してきた国と、無方式主義で著作権を保護するベルヌ条約加盟国とを結ぶ架け橋的条約として創設された経緯がありました。この条約により無方式主義の著作物も米国など万国著作権条約加盟国において「©」等を表示することにより登録されているものとみなされ保護されることになりました。しかし、現在は米国をはじめ殆どの国がベルヌ条約に加盟し、無方式主義を採用しているため「©」等を表示する法律的な意味はあまりありません。

【WIPO 著作権条約（WCT）】（著作権に関する世界知的所有権機関条約）

この条約は近年急速なデジタル化、ネットワーク化の進展に伴い情報関連技術の発展に対応する目的で創設された条約で、1996 年 12 月に世界知的所有権機関（WIPO）の提唱により「WIPO 実演・レコード条約」と合わせて創設されました。日本は 2000 年 6 月に加盟、2020 年 11 月現在 107 か国が加盟しています。

この条約の主な特徴は以下です。

- コンピュータ・プログラムやデータベース編集物の保護
- 譲渡権、貸与権
- 写真著作物の保護期間は死後 50 年以上
- インタラクティブ送信に関する権利
- 技術的保護手段の回避に関する規定
- コピープロテクションの解除禁止等

②著作隣接権条約

【実演家等保護条約】（ローマ条約）（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約）

この条約はその名のとおり実演家やレコード製作者或いは放送事業者の著作物を保護する権利に関する国際条約で、略称は「実演家等保護条約」あるいは「ローマ条約」と呼ばれています。1961年イタリアのローマにて作成され日本は1989年に加盟し、2020年11月現在96か国が加盟しています。この条約の特徴は内国民待遇、不遡及効が特徴です。

具体的な主な保護内容

[実演家]

- 了解を得ない実演の放送、録音、録画の防止
- 商業用レコードの放送二次利用使用請求権の付与

[レコード製作者]

- レコードの複製権の付与
- 商業用レコードの放送二次利用使用請求権の付与

[放送事業者]

- 放送の再放送権、録音・録画権の付与

【WIPO 実演・レコード条約（WPPT）】（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）

情報技術のデジタル化・ネットワーク化の発達に対応すべき国際的な著作隣接権の保護を目的に、1996年12月に世界知的所有権機関（WIPO）において作成され、日本は2002年に加盟し、2020年11月現在106か国が加盟しています。

この条約は①実演家の生の音の実演とレコードに録音された実演の人格権保護②実演家及びレコード製作者のインターネット送信に係る権利規定③レコード製作者に係る権利保護期間の規定④技術的保護手段の回避に対する法的救済等を定めています。

（3）主要国の著作権制度の概要

①米国 ：ベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 実演・レコード条約加盟

著作物定義	米国著作権法101条（定義）＊
著作物例示	言語著作物、音楽著作物（これに伴う歌詞を含む）、演劇著作物（これに伴う音楽を含む）、パントマイム及び舞踊の著作物、絵画・図形・彫刻の著作物、映画及びその他のオーディオビジュアルの著作物、録音物、建築著作物

保護期間	個人の著作物：1978.1.1以降に創作された著作物は創作時から著作者の死後70年間 職務の著作物：最初の発行年から95年間
登録機関	米国著作権局

* (出展：CRIC HP より https://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c1a.html#101)

②中国：ベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO実演・レコード条約加盟

著作物定義	文学、芸術及び科学の分野における独創性を有し、且つ、ある種の有形的な形式で複製できる知的活動の成果物
著作物例示	文字著作物（小説、詩歌、散文、論文など）口述著作物（即興の演説、授業、法廷弁論など）、音楽著作物（歌曲、交響楽など）、演劇著作物（新劇、歌劇、地方劇など）、演芸著作物（漫才、語り物、太鼓伴奏の伝統歌謡、講談など）、舞踊著作物（連続した動作、姿勢及び表情などで思想感情を表現する著作物）、雑技芸術著作物（雑技、手品、曲芸など）、美術著作物、建築著作物（建築物又は構築物の形式で表現される審美的意義を有するもの）、撮影著作物、図形著作物、模型著作物、コンピュータソフトウェア、法律・行政法規に規定されるその他の著作物
保護期間	個人の著作物：創作から死後50年間 職務の著作物：最初の公表日から50年間
登録機関	国家版權局（ソフトウェア以外）、版權保護センター（ソフトウェア）

③韓国：ベルヌ条約、万国著作権条約、ローマ条約、WIPO実演・レコード条約加盟

著作物定義	人間の思想又は感情を表現した創作物
著作物例示	言語著作物（小説、詩、論文、講演、演説、脚本など）、音楽著作物、演劇著作物（演劇、舞踊、無言劇など）、美術著作物（絵画、書芸、彫刻、版画、工芸、応用美術著作物など）、建築著作物（建築物、建築模型、設計図面など）、写真著作物、図形著作物（地図、図表、設計図、略図、模型など）、コンピュータ・プログラム
保護期間	個人の著作物：創作から死後70年間 職務の著作物：最初の公表日から70年間
登録機関	文化体育観光部

④インド：ベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO実演・レコード条約加盟

著作物定義	創作性が認められる文学作品、戯曲作品、音楽作品、美術作品を著作物として保護
-------	---------------------------------------

著作物例示	文学著作物（言語、コンピュータ・プログラムなど）、戯曲著作物（朗読、舞踊、無言劇、舞台等が有形的媒体に固定されたもの）、音楽著作物（楽譜など紙媒体等に表わしたもの）、美術著作物（絵画、彫刻、図画、地図、版画、写真、エッチング画、石版画、建築物、その他美術工芸創作、映画等の著作物）
保護期間	創作から死後または公表後 60 年間
登録機関	著作権局

⑤タイ：ベルヌ条約加盟

著作物定義	創作的な表現及びコンピュータ・プログラム
著作物例示	文芸（コンピュータ・プログラム含む）、演劇、美術、音楽、視聴覚、映画、録音・録画及び放送等の著作物
保護期間	個人の著作物：創作から死後または公表後 50 年間 職務の著作物：創作された日もしくは最初の公表日から 50 年間
登録機関	知的財産庁

⑥ベトナム：ベルヌ条約、ローマ条約加盟

著作物定義	文学、芸術、および学術分野において創作された作品
著作物例示	文学および学術の著作物、教科書、教呈、文字またはその他の記字によって表現された著作物、スピーチ、音楽、講演、演劇、舞踊、人形劇、映画、美術、写真、応用美術品、建築、地図、プログラム・ソフト等の著作物
保護期間	著作者人格権は無期限 財産権は映像、写真、応用芸術の著作物は公表後 75 年。それ以外は死後 50 年間。完成日から 25 年以内に公開されなかった映画、写真、応用美術は固定された日から 100 年。
登録機関	著作権局

⑦インドネシア：ベルヌ条約、WIPO 実演・レコード条約加盟

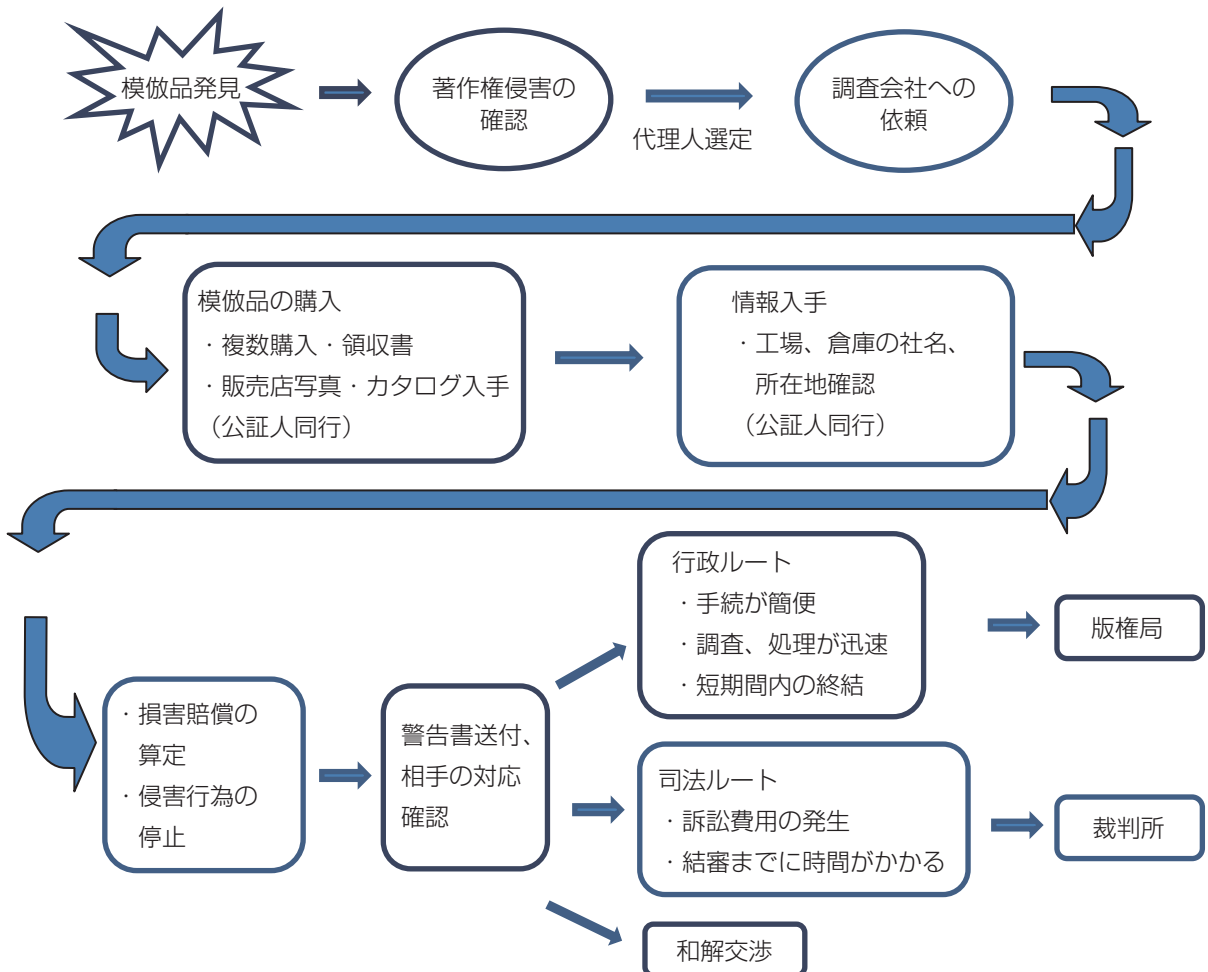
著作物定義	科学、芸術、文学の分野で独創性を有するもの
著作物例示	書籍、プログラムソフト、パンフレット、印刷レイアウト、文字に書かれた作品、講演、講義、演説、演劇、舞踊、パントマイム、絵画、コラージュ、建築物、地図、写真、映画、等
保護期間	①創作から死後 70 年：書籍、パンフレット、演劇、舞踊、音楽、絵画、彫刻、講演、地図、解説等 ②著作者の死後または公表後 50 年：法人著作物、プログラム・ソフト、映画、写真、データベース
登録機関	知的財産権総局

(4) 模倣品の対応

著作物の権利の発生は無方式主義です。創作した時点で著作権は発生しますが、模倣品に対する自社製品の権利主張が難しい場合があります。その場合、著作物の模倣品対策として例えば、事前に進出する国の著作権登録機関にロゴマークやパッケージ等も登録しておくことが重要です。

模倣を発見した場合は速やかな対応が求められます。各国の国内法に基づいた司法判断、行政手続を進める上で先ず信頼できる弁護士等現地代理人の選定から始まります。その後調査会社を選定して模倣品の購入、会社所在地・製造工場等の確認を行った上で、損害賠償額を算定し警告書の発送になります。先方から満足な回答がない場合は行政ルートあるいは法的手続を検討します。

以下に中国における一般的な流れを図式化します。



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

東京都知的財産総合センターの事業内容

主な事業のご案内

知的財産相談

- 専門知識と経験を有するアドバイザーが国内外の特許・実用新案・意匠・商標・著作権・ノウハウ・技術契約・知財調査等に関する相談に無料で応じます。平日午後は、弁理士・弁護士が常駐し、必要に応じて同席し、アドバイスをを行います。
- 海外知財専門相談窓口を設け、海外知財に精通した弁理士・弁護士や中国、韓国、タイ、アメリカの提携特許法律事務所などと連携し、現地事情を踏まえた知財相談にも無料で応じます。

知財セミナー・シンポジウム

- **シンポジウム・セミナーの開催**
中小企業の経営者、実務担当者など向けにセミナーとシンポジウムを開催します。
- **マニュアルの提供**
特許／商標／意匠／著作権／ノウハウ管理／知財戦略／技術契約／技術流出防止／海外知的財産等の各種マニュアルを発行しています。

外国知財支援等助成

- **外国への(特許・実用新案・意匠・商標)出願費用助成**
優れた技術を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする中小企業に対し、外国への(特許・実用新案・意匠・商標)出願等に要する費用の一部を助成します。
- **外国著作権登録費用助成**
優れた商品やサービスにおける著作物を有する中小企業者等の外国著作権登録を支援します。
- **外国侵害調査費用助成**
外国における自社製品・技術の模倣又は権利侵害等について、中小企業者等が行う対策を支援します。
- **特許調査費用助成**
優れた技術・製品を保有する中小企業者等が民間調査会社に依頼する他社特許調査等を支援します。
- **海外商標対策支援助成**
海外進出予定国における類似商標等が障害になっている中小企業者等に対し、この商標の取消や無効化を支援します。
- **グローバルニッチトップ助成**
世界規模での事業展開が期待できる技術や製品を有する中小企業者等の知的財産権の取得等を支援します。

知的財産戦略導入支援

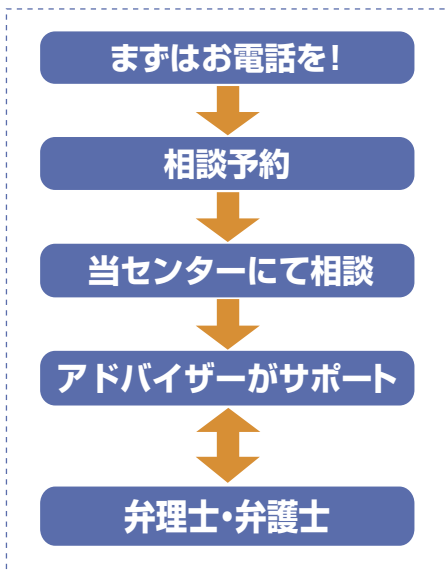
- **ニッチトップ育成支援**
知的財産戦略の導入による経営基盤強化を図る企業を対象に、アドバイザーが最大3年間にわたり継続的相談・助言等を行い、専門人材の育成や知財管理体制の整備など、実践的支援を行います。
- **AI×データ知財取得支援**
AI技術に精通した弁理士及びアドバイザーが、AI関連特許等の取得に向けた支援を行います。
- **知的財産交流・研究会**
中小企業の経営者や知財担当者が集まり、知的財産に関する情報交換・討議等を通じ、交流・研究を行う会です。アドバイザーが活動を支援します。
- **弁理士マッチング支援システム**
インターネットを利用した中小企業と弁理士との出会いの場を提供しています。

知的財産活用製品化支援

- **知的財産活用製品化支援事業**
製品化コーディネーターが新製品開発等の課題を抱える中小企業と技術シーズを保有する大企業、大学、試験研究機関とのマッチングを行い、その後の製品化まで支援します。また、マッチング後の開発段階における技術支援と共に開発経費の一部を助成します。



相談の流れ



相談のポイント

相談は**無料**です。
相談内容の**秘密は厳守**します。
事前に必ずご予約ください。
相談時間は1回、1時間です。

ご相談の際は、相談案件の内容がわかるような資料等をできるだけご持参下さい。

アドバイザーが中小企業の皆さまの抱える問題を整理し、実践的なアドバイスをします。

必要があれば、弁理士、弁護士が相談に加わり、専門的なアドバイスをします。その場合もアドバイザーが同席し、相談が円滑に進められるようフォローします。

※詳しくは東京都知的財産総合センターのホームページをご覧ください。
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai>

お問合せ先

東京都知的財産総合センター

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai>

〒110-0016

東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル1F

TEL : 03-3832-3656

FAX : 03-3832-3659

Email : chizai@tokyo-kosha.or.jp

交通アクセス

- ・ JR「秋葉原駅」昭和通り口徒歩10分
- ・ 東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」昭和通り口 徒歩10分
- ・ つくばエクスプレス(TX)「秋葉原駅」A3出口 徒歩10分



城東支援室

城東地域中小企業振興センター内

〒125-0062

東京都葛飾区青戸 7-2-5

TEL : 03-5680-4741

FAX : 03-5680-4750

交通アクセス

- ・ 京成線「青砥駅」徒歩13分



城南支援室

城南地域中小企業振興センター内

〒144-0035

東京都大田区南蒲田 1-20-20

TEL : 03-3737-1435

FAX : 03-5713-7421

交通アクセス

- ・ 京浜急行「京急蒲田駅」徒歩5分
- ・ JR・東急線「蒲田駅」徒歩13分



多摩支援室

産業サポートスクエア・TAMA内

〒196-0033

東京都昭島市東町 3-6-1

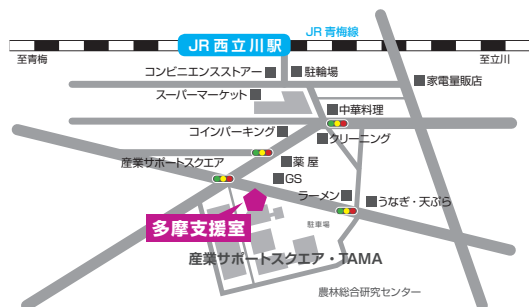
(中小企業振興公社多摩支社2階)

TEL : 042-500-1322

FAX : 042-500-3908

交通アクセス

- ・ JR 青梅線「西立川駅」徒歩7分



海外知的財産マニュアル (初版) 平成27年3月発行 (第4版) 令和3年7月発行

編集・発行 東京都知的財産総合センター 〒110-0016 東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル1F

Tel.03-3832-3656 Fax.03-3832-3659

©東京都知的財産総合センター 2021 Printed in Japan

本マニュアルの内容は著作権法により保護されていますので、全部又は一部の無断複写、複製及び転載を禁じます。

※東京都知的財産総合センターは、東京都が設立し(公財)東京都中小企業振興公社が運営している機関です。

知的財産マニュアルシリーズ

海外知的財産



ビジネスチャンス・ナビ2020
～東京2020大会等を契機とする
ビジネスチャンスはこのサイトから～

🔍 **ビジネスチャンスナビ**
で検索!

中小企業世界展開
ナビゲーター
2020

 公益財団法人 **東京都中小企業振興公社**

その事業の海外展開、知的財産に関する備えはできていますか？

東京都知的財産総合センター

〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1F

Tel.03-3832-3656 Fax.03-3832-3659

URL:<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai> E-mail:chizai@tokyo-kosha.or.jp